

平成16年第3回野洲市議会定例会会議録

招集年月日

平成16年12月8日

招集 場所

野洲市役所議場

応招 議員

1 番 藤村 洋二	2 番 木村 定八
3 番 太田 秀司	4 番 津田 實
5 番 田中 良隆	6 番 梶山 幾世
7 番 三和 郁子	8 番 田中 弘一
9 番 藤下 茂昭	10 番 中島 一雄
11 番 田中 博	12 番 田中 孝嗣
13 番 中田 幸子	14 番 小島 進
15 番 原田 薫	16 番 竹内 孝治
17 番 辻 藤雄	18 番 森田 貞雄
19 番 森 申行	20 番 野洲 健造
21 番 田中榮太郎	22 番 林 克
23 番 田中 敏雄	24 番 荒川 泰宏
25 番 河野 司	26 番 鈴木 市朗
27 番 山本 勇作	28 番 川口 東洋
29 番 野並 享子	30 番 小菅 六雄
31 番 長谷川龍一	32 番 秦 眞治

不応招議員

なし

出席 議員

応招議員に同じ

欠席 議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市 長	山崎甚右衛門	収 入 役	阪口 和夫
教 育 長	大堀 義治	政策推進部長	山中 重樹
総 務 部 長	山中 清嗣	市民健康福祉 部 長	竹澤 良子
都市建設部長	北口 守	環境経済部長	米澤 博
教 育 部 長	島村 平治	監 査 委 員 事 務 局 長	坂口 哲哉
政 策 推 進 部 次 長	東郷 達雄	総 務 部 次 長	前田 健司

総務部次長	上田	晴基	市民健康福祉部 次長	高田	一巳
教育部次長	高田	利江子	都市建設部 総括マネージャー心得	堤	文男
環境経済部 総括マネージャー	佐橋	市衛	広報秘書課長	富田	久和
総務課長	竹内	睦夫	企画財政課長	中島	宗七

出席した事務局職員の氏名

事務局長	内堀	悟	事務局次長	井狩	重則
書記	赤坂	悦男	書記	荒川	貴之

議事日程

第1 会議録署名議員の指名について

第2 一般質問

開議 午前9時00分

議事の経過

(再開)

議長(秦 眞治君) (午前9時00分) 皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

日程に先立ち、諸般の報告をいたします。

出席議員32名、全員であります。

次に、本日の会議に説明員として出席通知のあった者の職指名は、昨日と同様でありますのでご了承願います。

次に、本日の議事日程はお手元に配付しております議事日程表のとおりであります。

これより日程に入ります。

(日程第1)

議長(秦 眞治君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第120条の規定により、第9番、藤下茂昭君、第10番、中島一雄君を指名いたします。

(日程第2)

議長(秦 眞治君) 日程代2、昨日に引き続き一般質問を行います。

それでは、通告第8号、第27番 山本勇作君。

27番（山本勇作君） おはようございます。27番、山本勇作でございます。

平成16年第3回12月野洲市議会定例会におきまして、3点について一般質問をいたします。その前に、本市は10月1日に市に発足いたしまして、11月1日より山崎市長が就任されまして、今日まで2カ月にわたりまして、関係部課並びに出先機関におきまして、さまざまな問題に職員の皆さん方が市民の地位向上のためご尽力いただき心から敬意を表し、一市民としてお礼を申し上げる次第でございます。

そこで、質問に入る前に、議長、資料の配付をお願いしたいのですが、これにつきましては台風23号の災害の関係でございますので、写真を各議員さんに配付願いたい。お願いいたしておきます。

議長（秦 眞治君） それでは配付を願います。

（資料配付）

議長（秦 眞治君） 配付が終わりました。どうぞ。

27番（山本勇作君） ありがとうございます。それでは、第1点の質問に入ります。

台風23号による野洲川河川公園における低水護岸損壊についてお尋ねをいたします。

本年は日本列島を地震、台風と自然が猛威を振るい、多くの地区において甚大なる被害をもたらしました。そして災害に遭われた箇所もたくさんありまして、皆さんにおかれましても心からお見舞いを申し上げる次第でございます。

こうした中で、本地区では台風23号の影響により野洲川河川公園の低水護岸部、コンクリートブロック積み重ね、連結積みですが、これが約100メートルにわたり損壊し、また5カ所が上部より崩れました。本地区は先人より野洲川出水時には七間場、苦菜島地区が決壊する危険箇所と言い伝えられて今日まで来ております。まさに今回、安心で安全と信じてきました。これは下流各位様のお陰で野洲川改修が完成したところであろうと。しかし、こうした完成したところではありますが、洪水の心配はないと住民は、あるいはまた多くの者はそのように思っておられます。ところが、平常時は苦菜島上流地先はこれにおきましては出庭地先より直接に本地区に水の流れが長年にわたって流れておりました。川床の部分が若干崩れている事実を全協等で私は警告した覚えがあります。幸いにいたしまして、今回のこの水害につきましても、高水敷に浸水はしているが、溢水していませんでしたが、損壊箇所より地下浸水していたら大事となり、堤防を越え、野洲大畑地区に侵入したらと思うと、大きな危惧を持ちます。この件につきまして、関係当局につきまして、対策と反省事項を含めた所見を伺います。

まず第1点は、台風23号時の部内関係課との連絡体制や情報収集についてお尋ねいたします。2点目は、琵琶湖河川事務所との連絡体制について、3点目はこの損壊によりまして、今後の復旧の見通しと対策について、4番目は非常事態に対する住民への周知体制のあり方について、5番目はこの野洲川河川内の雑木の除去等の対策の費用について、関係課に質問をいたします。

次に、第2点目でございますが、公共施設の維持管理についてお尋ねをいたします。

合併により本庁舎はきれいに修繕されました。市民も訪れて戸惑いを感じておられる場面に出会います。市役所の雰囲気を感じております。こうした中で、出先の公共施設で年次が経過している施設については順次改善がされていますが、他の施設、すなわち文化ホール、また総合体育館等も含めまして、あるいは幼稚園、保育園、小学校、中学校を含めまして、年月の経過している施設で損傷が発生していますが、所管の部課より損傷箇所の上申事項を計上すると、予算がないという口実で担当課は削減をされております。これにつきましても、順位付けで決定されているということでございますが、これら公共施設の老朽化したものの維持管理予算がないのはなぜなのかという思いがいたします。また、そうした声が出ていますが、この点、現状はどのように担当部課についてはお考えなのか、所見をお伺いいたします。

第3点目は健康長寿の集いのあり方についてでございますが、今日老人福祉政策事業についてはあらゆる分野から検討され、実行されておられる事柄については、関係者に深い敬意を表します。さて、来年度からは健康長寿の集いを市内の各自治会にて開催されると伺っています。これは、合併協議事項の中での旧中主町では各自治会で開催されておられるので、これに準ずるとの考えであるのか、また旧野洲町5学区全部の本年度の健康長寿の集いの該当者は2,602人でありまして、5地区での参加者は895人でありまして、3割強であると伺っています。参加者数が少ないので各自治会へとされるのか、この所見を示されたい。また、この件につきまして、自治会長の発言で各自治会に各字に1万円と対象者、すなわち75歳以上の方にして1,000円の補助があると言われておりますが、こうした事柄について、運営の考え方についての指針を示していただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（秦 眞治君） 市長。

市長（山崎甚右衛門君） おはようございます。今日はちょっとましですので、いい声が出ると思います。お答えを申し上げます。

近年は各地において地球温暖化の影響等から、異常気象によりまして、集中豪雨あるいは多くの被害が発生をいたしております。特に本年につきましては、新潟、福島豪雨、あるいは福井豪雨、さらには議員ご指摘の台風23号により、豊岡市を襲いました大水害のように、河川の氾濫や護岸の崩壊、山沿いでの崖崩れ等が多発するなど、甚大なる被害を各地でもたらしております。急峻な地形が多い我が国では、災害に対して脆弱であることを如実に示す結果となっており、ひとたび河川の破堤で水害や土砂災害が発生すれば壊滅的な被害をこうむることになり、台風23号によります野洲川河川公園における低水護岸の損壊にあたりまして、住民の生命、財産を守り、安全で安心できる治水事業の促進についての決意を新たにいたしているところでございます。

野洲川の氾濫の歴史を振り返りますと、古くは明治29年9月に大豪雨により今浜堤、新庄堤などが決壊し、大きな被害が出ました。また、大正2年10月には笠原堤が約180メートル決壊、死者32名、流出家屋21戸、浸水田地300町歩の大被害が出ております。また、昭和28年9月の台風13号では、北流右岸の六条の井口約200メートルが決壊、死者3名、流出家屋68戸、田畑沈没523町歩、冠水が300町歩の大被害が発生いたしております。南流の笠原堤や今浜堤においても決壊し、多大な被害が出て、その惨状たるや目を覆う状況でありました。昭和40年9月の台風24号によりましても南流が破堤し、大きな被害が出ております。また、旧野洲町地域におきまして、野洲地先や市三宅地先をはじめ、大畑、七間場などの三上地先においても、過去幾度となく出水の被害が出ております。暴れ川、近江太郎と呼ばれた野洲川につきましては、旧建設省により昭和40年に工事計画が発表され、42年に測量開始、46年9月に工事着手して、昭和56年6月には新放水路通水という大河川改修工事がなされております。計画流量については100年に1度起こり得る大洪水に対応する毎秒4,500トンとし、堤防法線幅300メートル、低水路幅210メートルでございまして、いわゆる川幅は540メートルということになるわけですが、このような大きな放水路が整備されております。

今日までの被害を過去のことに風化させることなく、また今般の台風23号の被害を大きな教訓として、今後総合的な防災対策に取り組み、災害に強いまちづくりを目指したいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以下、内容については部長からお答えをさせますので、よろしく申し上げます。

議長（秦 眞治君） 都市建設部長。

都市建設部長（北口 守君） 皆さん、おはようございます。

それでは、山本議員のご質問の台風23号による野洲川河川公園における低水護岸損壊についてのご質問にお答えをいたします。

第1点目の23号台風時の内部関係課との連絡体制や情報収集についてであります。新市発足と同時に水防計画書をもとに、水防本部の設置及び組織事務分担を定め、これにより当日は第一配備約20名の出動を要請し、重要水防区域や主要幹線道路のパトロールによる状況の把握をすると共に、砂防同時通報装置、テレビ等による情報収集にあたりました。また、当日は豪雨による河川の水位が上昇し、第一配備から第二配備体制に切り替えるなど、体制強化を図り対応いたしました。

次に、第2点目の琵琶湖河川事務所との連絡体制についてであります。河川事務所とは自動応答通報装置による水位等の報告、さらには電話、ファックスによる連絡体制を確立しております。

次に、第3点目の今後の復旧の見通しと対策についてであります。今回の崩壊箇所は大規模住宅団地に隣接しており、また不特定多数の住民が利用する野洲川河川公園の区域内でもあるため、河川本来の治水機能の保全是もちろん、公園利用者の安全を確保する意味からも早急に復旧する必要があると考えております。復旧工事は野洲川の管理者であります近畿地方整備局琵琶湖河川事務所において実施していただくこととなりますが、現段階での状況をご説明いたします。まず、崩壊の状況ですが、去る10月20日に襲来した台風23号に伴う豪雨により、右岸の低水護岸接続ブロックが約100メートルにわたって洗掘、崩落したものであります。この被害の復旧につきましては緊急を要するため、災害復旧事業として被災状況調査を終え、現在予算措置に向けて適切に努力いただいているところであります。今後の見通しとしましては、平成17年の出水時期までには復旧工事を完了していただけるよう要望してまいりたいと考えております。また、被害箇所が河川公園の供用区域に及ぶことから、現場の管理、安全確保につきましては琵琶湖河川事務所と連携を図り、万全を期したいと考えております。

次に、第4点目の非常事態における住民への周知体制のあり方についてであります。現在のところ、広報車による呼びかけ、また放送設備の整っている自治会においては、これの活用を考えております。

次に、5点目の河川内の雑木の除去等の対策についてであります。野洲川の河川内に繁茂しております雑木につきましては、その管理者であります琵琶湖河川事務所において治水安全面、河川環境面、さらには河川管理面からの判断の上、毎年除去されております。

具体的には現地調査の上平面図に整理され、洪水の流下に支障のある箇所を選定し、生態系への影響や幹回り、高さなどを考慮しながら除去する雑木を決定されております。今後、除去に関する予算にも制約があることから、年次計画的に除去するために、野洲川伐木基準を作成されているところであり、河川環境、河川景観、河川利用に配慮した適切な雑木の除去を進めていただくよう要望してまいりたいと考えております。

最後になりましたが、今般の低水護岸の崩壊に関しましては、幸いにも大事には至らなかったものの、今後管理者であります琵琶湖河川事務所と警報等の発令時におけるパトロールエリア等に関して、改めて協議してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（秦 眞治君） 総務部長。

総務部長（山中清嗣君） それでは、山本議員の2点目の公共施設の維持管理についてご回答をさせていただきます。

公共施設の維持管理につきましては、経常的な経費でございますし、計画的に実施できる改修等については年次的に当初予算にて対応しておりますし、緊急的なものについては当初予算をはじめ、必要に応じて補正予算を計上させていただいているところであります。

一方、施設の損傷などについては随時発生の可能性があり、緊急かつ重大なものについては既決予算の流用や市長の専決処分という形で対処する場合も考えられますが、そうでない場合には、原則として限られた財源の中で優先度の高い案件から順次予算化をすることとしております。そのため、損傷発生のタイミングによっては、予算化までの間しばらくお待ちいただくこともあり得ますが、ただ今年度につきましては、旧野洲町では当初予算編成の中で施設の修繕を重要課題として積極的に予算化してきました。また、6月、9月両議会においても、新たな懸案事項を予算化させていただいておりますことから、予算的には、今年度でございますけれども、極端な不足は生じていないと思っております。また、各施設の所管課においても、修繕の必要箇所や緊急性について、随時適切に把握しておりますので、議員のご指摘のようにまだ捕捉漏れがありましたら、所管課と調整の上、可能な範囲で修繕を実施したいと考えております。なお、大規模改修につきましては、公共施設建設基金等で年次的、計画的に対応してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上、回答とさせていただきます。

議長（秦 眞治君） 市民健康福祉部長。

市民健康福祉部長（竹澤良子君） おはようございます。

それでは、山本議員の3点目の健康長寿の集いのあり方のご質問についてお答えをいたします。

まず来年度の健康長寿の集いを各自治会単位で開催することは、合併協議の中で旧中主町に準ずる考えであるかのご質問についてですが、健康長寿の集いの今後のあり方については、合併協議では合併後に調整するという結果になっております。したがって、本市といたしましては、少子高齢社会を迎え、地域において世代間交流等地域で支え合う地域福祉の充実が求められている中、地域の高齢者の長寿を地域の人々と共に祝いし、共に生きる意味を実感できる地域社会の構築を推進していくことが重要であると考えております。このような視点に立ちまして、それぞれの地域、これは自治会単位ではありますが、地域の特性を生かした方法で実施できないか、現在自治連合会、老人クラブ連合会、民生委員協議会、社会福祉協議会等々と協議をしているところであります。参加者数が少ないので各自治会へということではございません。特に、自治連合会等の関係者と十分協議を行いまして、今後の方向について決定をしていきたいと考えております。なお、自治会に1万円と対象者1名に1,000円の補助があるという点につきましては、自治会に説明時、旧中主町の状況を説明させていただいたものでありまして、17年度予算案を説明したものではありません。

以上、お答えといたします。

議長（秦 眞治君） 山本議員、よろしいか。はい、どうぞ。

27番(山本勇作君) 1点目の野洲川河川公園における低水護岸工事につきましては、特に市長の方からは、本件につきましては住民の生命、財産を守るために新たな決意で促進に頑張りたいという言葉いただきましたが、私が質問いたしました項目の5項目の中で、特に前段の1項、2項の野洲川台風時の部内関係課との連絡体制、あるいはまた琵琶湖事務所との連絡体制との質問については、野洲川のことについては何ら触れておらず、ただ事務的にこういうことをやっておりますというみの回答であるように伺います。このことについては、やはり本件について野洲川の氾濫、崩落につきましては、若干関係部課は知らなかったということは私は確実にしております。この点の誤りとか、そこらを率直にすべきだと思います。ただ、事柄についてこういうふうにしています、こうしていますというお答えでは、私は承服いたしかねますので、再度これについてはご回答願いたい。これは私は現実に知っているのですから、ただ体制だけの説明では満足できない。これで

は官僚的なお答えであると思います。

したがいまして、このことにつきましては、台風23号についていろいろと調べてみましたら、野洲川流域ではやはり雨量の水位観測所につきましては、野洲と甲賀郡にございます。特に雨量観測所については大河原と水口、甲賀、野洲川、水位観測所2箇所は野洲と服部にございます。こうした経緯から見まして、この23号についての出水につきましては、野洲川は警戒水位の2.8メートル、低護岸のところまでの警戒水位を突破したのが20日の24時であるというように統計に出てきております。そして、雨量につきましても、19、20日にかけて総雨量が野洲川の観測所では144ミリ、そして水口では114ミリと、このような雨量の誤差が出ておりまして、30ミリ野洲が多かったというようなことでございます。

こういったことにかんがみまして、私自身もちょうど市長選の告示の後の日でございますが、野洲川の水の流れがおかしいというような話がございましたので現地へまいりました。25日にまいりましたら、河川事務所の職員3名と中主町のシルバー人材センターのヘルメットをかぶった3名の方が雑木を除草しておられまして、そうすると、高水敷の芝生のところが、私の足に10センチほどごぼごぼと食い込んでいる実態でございました。このことにつきまして、私は写真機を持っていなかったもので、翌日26日に行こうと思ったら雨が降りましたので、27日に行きまして、ご近所の方と一緒にこのような写真を撮ってまいりました。それを1日に野洲川の改修の委員長でございます秦議長に写真をお見せいたしまして、対処の請願をお願いいたしまして、市長にもそのことを申し上げました。そして、11月4日の全協に初めて、台風23号の報告が総務部長からあったときに、豊岡とか福井とかあたりに災害見舞いを送ったとかいう報告と、日野川についての報告のみでございまして、この野洲川については何らご報告がなかったということで明らかになりました。そのことに私が発言したことによって、直ちに11月4日付で野洲市長名で国土交通省の近畿地方整備局琵琶湖河川事務所の所長あてに、この低水護岸の復旧工事の依頼書面を出されたというような経緯であるということを知っております。

それなのに、ただいまの1項、2項に対する回答では余りにも無責任ではないだろうかというように思いますので、今後のご見解をもう一度願いたい。

それからまた、4日が終わりましたから12月8日に三日月国会議員と青木県会議員、あるいは川口東洋市会議員共々に現地へまいりまして、たまたま行きましたらまた琵琶湖河川事務所の方がおられまして、これは大変なことになっているなということでございます。

して、ここは連結ブロックと申しまして、ブロック一つ一つが互いに金具で連結したブロックの、非常に頑丈なものだということでございましたが、これらがついての、これが破損したというような内容も説明を受けました。これについても、ただいまの説明どおりに、ご回答ありましたように、関係箇所へ復旧していきたいというお話でございますけれども、一昨日私は現場へ行ってまいりました。この杭を打ってあります、さくをしてあります中のまだ高水敷の芝生のところが、水が引いておりません。といいますのは、いまだに出庭地区から流れた直流の水が苦菜島のあたりにまで流れておりますので、その部分に伏流になってその部分だけが水の中に侵食していると、こういうことになるのです。だから、これは早いこと矢板を打ってとめるか何かしないことには、河川公園のその部分だけが水につきっぱなしという状態であることだけは、パトロールしているというご回答ですけれども、果たしてそれについてご確認があったかどうか。それについてもお聞きをいたします。

4点目の非常事態のことについては、昨日の議案質疑にありましたように、こうした交換としていくということでございますが、果たして可能かどうか。やはりこれからの問題については、従来のあり方から見ましても、これだけの放送設備をきちっと持っていくという体制であるならばわかりでございますけれども、昔でございますと、昔はお寺の早鐘をついて警鐘したという時代もございましたが、これは古い話でございますが、そういうことでございますので、やはりこういうような自治会の放送設備というものを充実していただきたい、こういう思いでございます。

それから、河川敷の雑木の除去でございますけれども、いろいろとご答弁では環境整備とか生態系とか言っておりますけれども、今現実野洲川の橋を車で通って下さい。雑木が欄干の上から、枝が手で取れます。木が5本あるうち3本取れます。そこまで大きく成長している野洲川の川の真ん中に、こんなことをほったらかしておいて水の流れを変えることはできません。ということは、今それぞれの確認、それについて申請しているとおっしゃっておりますけれども、いったい野洲川大橋、すなわち国道8号線の下のちょうどあの部分につきましても、堤外地部分ですが、そこもこの前もたくさん雑木がございまして、一時火事がいきましたわな。そういうような後の雑木の整理、あるいはまた中ほどの土砂の山積によって大きな雑草が生い茂っている地域、そしてもう一点は近江富士大橋の右岸、市三宅側ですが、ここらには大きな木も雑草も茂っている。ということは、河川の整備を、中身を整備してもらわないことには水の流れが変わらない。こういうことも考えていただきたいと思うのです。と申し上げますのは、出庭地先の大きな、昔はうろたというのです

が、そのあたりの部分と落差工の手前の小島の地区のあたりは、沈床ブロックというのでやられているのですが、これも底が全部侵食されています。私は川で魚をつかむのが好きですから行っていますので、よく見ているのですが、出庭と小島地先もそういう状態になっています。決して安心はできません。

だから私は、今回のこの警鐘はいよいよ地球の温暖化によって、毎年こういうことが起こってくるだろうと思いますので、今申し上げているこの内容についてのご答弁は、余りにも簡単明瞭過ぎて、本当に真摯にこれはえらいことだなというような思いがないご回答でございまして、たかをくくっておられるような感じであるというような感じがしてなりません。これは、やはり野洲川100年に1遍の水害に耐え得るという一つの事柄が、やはり川田町から下流については南北流の整備によって何したものでございまして、これについては地域の住民の皆さんのおかげでございます。しかし、川田地先から上、すなわち、これからのびわ湖線、新幹線の周囲については、こうしたことが起こってきますので、こうした点についての考え方をもう一度しっかりご答弁を願いたいと思いますし、そしてまた、河川法によりまして、従来堤防の木を全部切ってしまうとことのできれいにされたのですが、河川法の第9条では、第3条に明記されていますように、樹林帯を設けよということになりまして、堤防に樹木を植えよというようなことが決まっておりますが、これらについての考え方を示していただきたいと同時に、やはりこの前新聞に出ておりましたが、小南地区の日野川、これにつきましても日野川の桜並木を残そうということでも出ておりましたが、これは近江八幡市の十王町の皆さんが桜の木を植えられたと。このようなことも記事に出ておりました。そういうようなことを考えてみて、樹木も植え、あるいはまた河川の中の清掃をしていくという、こういうような考え方をきちっとしていただくと同時に、私が今申し上げました今回の、大惨事にはつながらなかったのですけれども、いろいろと河川を散策しておりますと、これは何なの、皆に聞かれます。実はこれは水がこう流れてこうなってくるのだと。怖いことですよ、私は知らなかったというような新住民の方たちがお話をしております。それだけ、苦菜島地区は従来から怖いところなのです。だから、下がよくなったから安心ではない。川の水の流れを変えて下さいということでございますので、こういった考え方をきちんともう一度、的確なるご回答をお願いしたいと思います。

次、2点目の公共施設維持管理費でございますが、この件につきましては、私は平成10年9月議会でもこういったことについて提言をいたしまして、公共施設の維持管理費に

については、そういうような基金を使っていくというような話でございまして、いろいろと見ておられますと、予算的にも繰入金として公共施設整備基金は5億2,000万を過日の議会で議決し、また今回は1億2,900万円を特会で計上されておりますけれども、これらは大体大型施設の建設修繕費用に充当されておりますことは深く理解をいたしております。私が申し上げますのは、やはり総合体育館で雨漏りがあるとか、あるいはまた保育園に行きましても雨漏りがあるとか、そういうちょっとした小さな事柄の設備をしてやることをしてもらえないかということなのです。そういうことをいろいろと申し上げますと、数限りがございませんけれども、担当部から上がってくる。これはどういうシステムかと申しますと、私が考えているのですが、恐らくこういうところが傷んでいます、お願いしますといって修繕要求します。修繕要求いたしましたら、今度はそれを所轄の企画財政課がチェックをしていくと。順位付けをしていく。そして、これはあかん、これはいいというような形で恐らくは切っていくてくれると思うのです。部長の答弁ではきちんとやっていくという話ですが、これは目で現実の場所を見に行っていたきたい。そしてやるのが、公共予算があるのは大型だけでなく小型もやはりしていくと。このことが大切でなかろうかというような思いがいたしますので、きちんとして、このことにつきましては回答につきましてもお願いをいたしたいと思えます。

ただ1点だけ、そうしたときの公共施設の小さい工事の修繕については、町内業者の方にしてやっていただきたい。近隣、若干意見になりますが、町内の業者の方たちから、あるいは物品業者あるいは納入業者、いわゆる土建業者は別といたしましても、いろいろございまして、予算を組むときにはある一定の業者にこの工事は何ぼぐらい要りますか、この部品は何ぼぐらいですかと担当が聞いてその額を言う。言ったことを予算計上されている。そして、今度入札すると、みんな野洲町の業者は飛ばされて、よその市町村の業者にいっていると。このことがずっと野洲町は繰り返されてきているので、野洲町はだんだんと庁舎内に町内の業者が出入りする姿を我々は見ない。背広を着た業者の出入りが多くて、昔みたいに役場の仕事をさせてもらっているのだという自負心を持った商工業者の育成がされていなかったというような思いがいたします。このことが、今回回っております、みんな見積もりはするけれども入札したらよその業者、しかも他町村の業者、こういうようなことを平気でしているからいけないのだと。だから、商工会の行政懇談会に話を出したけれども、一向に回答がないと。こういうようなことが言われておりますが、こういうのも意見として商工業者の育成についてはもうちょっと配慮していただきたいという

ことを、これは意見として付け加えておきますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、健康長寿の集いのあり方でございますが、いろいろと合併によりまして、合併後に調整するというので、このようなお考え方のご答弁でございました。しかし、現実今どうかということで、これについて4点ほどお尋ねをいたします。

これは自治会に、中主町さんではこういうことをやられておりましたが、その状況はどんなものだったか。それと事業内容と経費の総額と世話をされる関係団体の内訳はどんなものですかとお尋ねをいたします。2点目は自治会に説明された結果、来年から自治会が1万円、会員1人当たり1,000円ということは、中主町の例として説明したということですが、これは公の事項ですから、関係機関ときちんと協議して、それで抜本的に方策を示すべきではないだろうかと思うのです。このことについては、議会の方にも話は聞いておりません。また、老人会の会長さんに聞いてもそんならしいなあというだけの話でございます。あるいはまた野洲学区の老人会の会長さんに聞いたら、とてもやないけどそんなことはできないという回答です。そういうようなことがあるのに関わらず、どこでこのようなことが先走りして、自治会で決められたか知らないけれども、こういうことになっていくのか。なあなあ、これでいいやないかということにはならないと私は思います。これはやはり、開催のあり方については、決まったら仕方がないと思います。けれども、それにはきちんと現行の集いについての反省に立った上でのことか、あるいはまたこれについて各自治会がこれを開催すると判断されたのか、その点についてのご見解を示していただきたいと思います。

なお、次に、現在開催されているふれあいサロンの運営、これについても先ほど来部長が、きのう誰かの答弁で3,670人だと、100人ほどふえたというような話をしておられますけれども、決してそんなものではございません。これについても実態は自治会がすべきものを、例えば私たち野洲におきまして、私自身老人クラブが全部運営をしております。そういうようなことが、お世話をしてもらわないといけない者たちが運営しているのに、今度それをさらに地域の中で健康長寿の集いをするということが果たして可能かどうか。それだけの、今の自治会で運営ができるかどうかということについての考え方というものを示していただきたいと思います。

それから、これにもう一つ、自治会でやるにしても組織の決め方に問題があると思います。民生委員さんも今回大きく若返りで替わりました。そういうようなことの継承もしていかなければいけないし、だから老人会の、私も健康部会長という立場でございまして、

いろいろと皆さんとお話を、今回ここに上げるについて個々に聞きました。何でだと、これは老人切り捨てだなど、手間省きだなど。ということは、例えば文化小劇場である場合にバスで運んでやりましたわな。今度はそれをしないでもいいようになってきた。もう自治会に任せたらいいと。こういうことでだんだんだんだんと、もう手間がかかることはやめていこうと、もう自治会に任せてやったらいいではないかと、言い方は少子高齢化とお互いにふれあいだというお答えですが、ちょっとこの点は私は疑義を感じます。この点についての見解を示していただきたいと思います。

以上です。

議長（秦 眞治君） 都市建設部長。

都市建設部長（米澤 博君） それでは、山本議員のご質問にお答えをさせていただきますと思います。

確かにご指摘がございましたように、台風当時の日のパトロールの体制でございますが、特に野洲川のことについてということでご指摘がございました。当日、野洲川につきましては、野洲川の方は直轄河川であるということで、管理者であります琵琶湖河川事務所野洲川出張所が遠隔操作カメラによる監視や自動水位観測を行いながらパトロールを実施され、状況把握に努めていただいております。しかしながら、河川公園の崩壊部分につきましては、パトロールで確認をされ、緊急的に立入禁止措置をされ、その後私どもの方に連絡があったという状況でございますので、確かに私どものパトロール体制に不備があったということは否めない事実でございますので、おわびを申し上げたいと思います。今後におきましては、連絡体制やパトロール体制などについて琵琶湖河川事務所と連携を密にしていきたいと思いますと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

また、崩壊箇所につきましては、先ほども述べましたが、より早急な改修を実施していただきますようお願いをしていきたいなというふうに考えております。

それから、広報につきましては、きのうのご質問にもありましたが、防災行政無線等の設置も方法の一つだなどというふうに考えておりますので、この利用などを考えまして、連絡体制の確立に努めていきたいなというふうに思います。

それから、雑木の除去についてでございますが、これにつきましては、まず雑木の除去の計画ということで、今河川事務所の方で計画的な状況把握をしていただいておりますので、それぞれの河川内での洪水の流下に支障のある箇所につきましては、これも早急に除去をいただきますように強く要望していきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い

申し上げます。

以上でございます。

議長（秦 眞治君） 総務部長。

総務部長（山中清嗣君） 山本議員の再質問にお答えさせていただきます。

大規模な修繕改修につきましては、これまで公共施設建設基金等を使いながら年次的にやっているということでご理解いただきましたけれども、小規模の修繕についての再度のご質問でございますけれども、先ほども回答させていただきましたように、旧野洲町では特に今年度6月、9月の補正予算の段階で当時の町長の方から、当然私どもを通じまして、現在合併までに修繕すべき箇所の総点検というのですか、予算の見るべきものは計上するというので補正予算をお願いして対応させていただいた。ただ、捕捉漏れ、どういう事態で捕捉漏れが起こったかというのは、現実に捕捉漏れが出ておりますので、先般担当課の方からも聞いておりますので、その辺は今後そういう捕捉漏れがないように、どの辺で問題点があったのか、一度検証しなければならないと考えております。

そして、そういう中で、当然当初予算で小規模な修繕については予算が見られておりますので、それは一定所管しております担当課の判断で行うという形になりますし、予算のない場合は企画財政課の財政担当と協議をします。そして、先ほど申しましたように、緊急を要するものについては担当課と協議の上、現場も確認して、緊急を要する場合は流用で対処する、また専決処分に対処する、そして一番近い議会で補正予算という形で順次やらせていただいているのですけれども、ただ、そういう問題点が出るということは厳しく受けとめまして、検証していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

そしてもう一点、要望としてお話が出ておりました小さな修繕について、市内業者ではなく市外業者が現実に工事をされているということでございますけれども、一応修繕、建築工事関係につきましては、市内業者を育成するというので、市内業者の中での指名競争入札、ただ業種によって市内業者が少ない場合については、やはり一定の業者数の競争入札ということになりますので、その辺では市外業者も入れての入札という形でさせていただいておりますので、また具体的に、現実そういう事態が出ておりますので、またその辺も検証をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上、回答とさせていただきます。

議長（秦 眞治君） 市民健康福祉部長。

市民健康福祉部長（竹澤良子君） 山本議員の再度の健康長寿の集いにつきます4点の

ご質問にお答えをいたします。

まず第1点目ですけれども、自治会、旧中主町の状況についてでございますが、旧中主町におきましては、各自治会でいろいろなやり方をそれぞれ特徴あるものを行っておりまして、やり方としましては、女性団体による歌だとか大正琴、踊りの発表、あるいは子ども会、PTAと共催して、園児や児童の歌やゲームを通して、高齢者との世代間交流を図るというふうな内容を旧中主町では行っております。

経費でございますが、今年度旧中主町では各自治会に、20自治会でございますけれども、143万4,000円を扶助費として支出しております。旧野洲町におきましては、社会福祉協議会の委託料として445万円を支出しております。これに関わるいろいろな団体でございますが、旧中主町の場合は自治会の役員、あるいは民生委員、健康推進員、福祉推進員などが、各自治会によって異なりますけれども、それぞれ関わっております。

それから、2点目の大きく方向性を変えていく場合にはいろいろな手続が要るだろう、先走りではないかというご質問でございますが、先ほど申し上げましたように、この健康長寿の集いは、旧野洲町におきましたいろいろな団体のご指導とご協力をいただいて実施をまいりましたので、現在関わったいろんな団体との協議をしている途中でございます。そういう意味で、ある程度の方向性が出ましたら、これはまたご報告をしていきたいということで、調整中であるということをご理解をいただきたいと思っております。

それから、4点目のふれあいサロンに関しての、自治会がやっておりますけれども、いろいろな老人クラブも協力をいただいているということで、山本議員の方も率先してやっております。非常に私たちもいろいろ教えていただいている点でございます。各自治会が、87自治会があるわけでございますが、各自治会によっては75歳の高齢者がお一人というふうな自治会もございます。そういう意味で、すべての自治会が同じようにやれということは私どもも思っておりませんで、それぞれのいろいろな自治会のやり方があるというふうに思っておりますので、そういう方向性が決定すれば柔軟に行政の方も一緒に考えていきたいというふうに思っております。

それから、最後のこういうやり方は手間がかかり福祉の切り捨てではないかというご質問でございますけれども、先に申し上げましたように、非常に早いスピードで高齢化が進んでおります。そういう中で、いかに少子高齢社会を誰もが安心して暮らせる地域づくりというのは非常に大きな課題だというふうに思っております。1つのところにとどまるのではなく、いろいろな改革を試みるべきだというふうに思っております。特に、今回自治

会というふうなところにつきましては、やはり市民が持っている力を信じて、市民のいろいろな考え方、また知恵をおかりしまして、いろいろな方法で取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上、お答えといたします。

議長（秦 眞治君） 山本議員。

27番（山本勇作君） 1点目について部長の方から答弁をいただきましたが、今私が配付いたしました被災の図面で見ただけですように、右側には黒い部分が、いわゆる流砂現象というのですが、こういう形でうろたというのはこういうような現象で、明石でもこういうことで子どもが事故を起こしたというようなことになるのです。したがって、この事柄について、やはり今は安定した水の流れがさらさら流れていますけれども、事が起こればこういうことになるということだけは十二分に理解していただきたいことと、もう一点、私が検証いたしましたように、これはよその市であっても、栗東市さんにもいただきたい。ということは栗東市の出庭は、あそこは松が植えられて松林になっていますから大分違うのです。そして、あそこは昔の砂利かごというので全部きれいに土砂を積んで、そこへもう一ついわゆる沈帯化ブロックを積んでいるから安心なのです。ところが私たちの野洲町の場合は、ただ連結ブロックだけですから安易であると。簡単なもので丈夫だと思ったところが、連結ブロックの下段が外れたらこういうことになるということだけを覚えていただきたい。小島地先も同じような現象で、流砂現象によって中が物すごい深いです。何とも言えないぐらい奥が深くなって、あそこがつぶれたらいわゆる旭化成の部分が水浸しになるというようなことが今後は起こり得るだろうということです。これは人口的に河川の流れを変えてもらえばいいのだから、そうするとなくなると思いますので、その点は強く私は要望して、事実やっていただきたいということをお願いしておきます。

それから、この行為につきましても、手抜き工事でないだろうかというような話も出ていますが、これらについてももう一度チェックしていただいて、再度起こらないようにご確認をしていただきたいということをお願いして、これのご答弁をお願いします。

それから、2点目の公共施設の維持管理については、部長、誤解してもらったら困るのですけれども、私が意見を申し上げたのは工事ではなしに物品納入業者とかそういう部分でございますので、そういう方たち、商工業者が困っているという声ですので、これは十分に把握していただきたいと思います。これは意見の中の話。

それから、答弁ございました、後から出てきたのは何でだろうと言われますが、現実出

ているのです。だから、このことはやっぱりきちんと目で見確認をする。担当部課から、例えば教育関係、教育部局から書類が上がってきた。ところが教育部局がこれについては、これはどうだからと順位付けしてチェックして切る。切った部分はほっといて上がった分だけ市長部局の財政企画へ持っていく。財政企画はまたそれを順位付けしてやると、こういう順序でやるのが官庁の仕事だわな。だから、こういうことが起こってくるんだ。そういうことをしないためには、そこが終わったら一遍見に行く。また目で見、目で見ですぐする。このことが新しい市の活性化のやり方だと私は思うのですが、そういう点が何かしら抜けていて、ただ予算付けたらいいというのではなしに、声が出たらしてやるということが、そのため大きい工事については公共の維持管理予算というものできちんとやってもらっているのですから、そういうことの他にもそういうものを使っていくというような姿勢が必要でなからうかと。このことが働いている職員から声が出てくるとのこと自体がおかしいですな。どこでやっているか。教育関係は教育部局の誰がそれを切っているのかということになってきますので、やはりそこらはきちんとした姿勢をもって、新しい山崎市政がえらく変わったなというようにしてほしい。こんな思いがあって私は申し上げておりますので、その点について、もう一度的確なご回答をお願いします。

3点目ですけれども、野洲町の主催の敬老会の実施状況につきましては、いろいろとデータをいただきました。平成13年度には5学区で2,290人のうち参加が802人ばかりになってだんだんと減ってきたけれども、一応参加対象者がふえてきて、本年は895人で34.4%の率であるということは十分に承知をしておりますが、やはりこれは、こういうことが2度あった敬老会が町主催をやめてしまって自治会に振ってしまえというような考え方が、いや、それは老人のひがみ根性が知りませんが、そういうような話が出ています。私は野洲学区のほとんどの老人会の会長さんに聞きました。14日にまたこれの会議がございますので、一遍これについてもお話をし、ある人はそれは山本君、やるからにはきちっとしてやってもらえと。福祉協議会もそうだし、それならきちっと。ところが、旧中主さんについては地域婦人会さんがしっかりしています。旧野洲町は婦人会がございません。どうするのですかということなのです。それに婦人会とかやっておりますと、民生委員さんメンバー替わりました、果たして可能か。ふれあいサロンが現実こんな姿でやっておりますのにそれでもいいと言う。私のところ180人の会員さんがおられるけど、この間ふれあいサロンはたった20人です。それも手づくりでやっています。お越しになるのは福祉協議会から派遣されたボランティアの方です。そうい

うようなことがあるのに、やっている、やっていると言っているのは困るのです。なるほど、旧中主さんは立派にやっておられる。それについてはこれからもやってもらった方がいいのですけれども、私は野洲学区の民生委員の会長さんとも話をしましたら、これはちょっと難しいで山本さん、どうしようかという話で、けれどもやるからには、きちっとできるような体制ならば私たちは協力しましょうと言ってきましたので、この点についてはやはり我々はもっともっと、ただ簡単に自治会で決まったからやったと。自治会長に聞いたらこういうようになりましたからどうしましょうと、予算要求するのどうしたらいいかと、これだけのことと言われるだけですわ。けれども、実際そんなことでは困る。そうでしょう。それだったら民生委員さんもこうですよとなるならいいけれども、上からすっと降ろして、縦割りでしたらするだろうと。こんなことで70以上まで生きた人間をいとも簡単に、そういうようなものにしてもらったら私たちも悲しい思いがします。言っている私も再来年になったら敬老会に行かないとならないですからね。そういうことになれば、何かしら寂しさを覚えてきます。だから、大畑地区の方は何やバスで送るのがいやだからやめられるのかというお答えも出ています。さまざまとり方が、老人はひがみ根性でありますので、そういう点は十分しんしゃくして、これは竹澤部長がやっているのと違うのかという人もおりますよ、はっきり申し上げて。本当ですよ。そういうことが出ていますから、きちんとやるからには、やれたら各民生委員、それから福祉協議会、あるいはまた老人会、老人会も既に60歳以上の組織が減ってきたものですから、そういうこともきちっと寄ってやって、公のことをやるのだったら賛成だと、これだけを付け加えて、いろいろな問題を提起いたしました。十二分なご判断をしていただきたいと思っておりますので、よろしく願いたいと思っております。

それでは、1問、2問についての回答をお願いいたします。

議長（秦 眞治君） 市長。

市長（山崎甚右衛門君） いろいろとご指摘をいただきましたので、基本的な考え方を申し上げたいと思うのですが、まず1点目の、防災の危機管理というのはどこにあるのかということだと思っております。だから、第一配備、第二配備、第三配備とあるんですね。注意報のときは大体第一配備です。警報が出たときは第二配備、ところが配備の体制についても平常からどこが危険なのかということを知っておかないと、役場に寄っただけでは何もならないと。それなら運動公園のあそこは、私は前から知っているのですよ。裏込めが戻っているのです。あれは前からあそこに水あたりがあるのですね。だから裏込めが取

れたということは知っていました。だから、野洲川にどれだけの水が出たか。見に行ったときに一番にそこに見に行かないといけない。だから平常から危機管理をもって、危険箇所を周知していかないといけない。日野川はどこだ、大堀川はどこが出水するのか、駅前はどこが越えるのか、これは旧野洲内のことを言って申しわけないのですが、そういうことを平生から知っていないといけない。だから第二配備に着いたときにはそれをまず見に行くと、こういうような手法を持たないとおっしゃるとおりになると思いますので、これからそういう危機管理体制をきちっとしておきたいと思います。ご理解いただきたいと思います。

それと復旧は、これは災害復旧ですから早急にやってもらうということを私も直接言っていますし、大阪へも言っていますので、これは直轄区域ですから国の手でやってもらうということになっていますので。

それと、2点目の公共施設の管理ですが、私はまず現場に学べと言っているのです。だから、そういう予算が、例えば学校で、教育委員会へ上がった。教育委員会の中で選択したと。その結果財政へ上がった。財政が我々の査定を受ける。そのときにはもとの書類を見せなさいと。それは絶えずやっているのですよ、もとの書類をね。だから、どこがどうかということは私はもう現実に現場へ行きまして、固有名詞を出して申しわけないのですが、三和さんが体育館で雨漏りのあるところがあるとおっしゃった議会があったのです。私は現実に行きました。やはり現場を見ないと、そのことによって査定しないといけないと、こういう思いですが、机上論でどうだこうだ、金額が安いから辛抱せいと、金額が高いからやらないといけないのだろうというような判断では間違いだと思しますので、それはきちっとやっていきたい。特に合併するまでには、禍根を残さないようにきれいに平地にしていこうというのが私の理念でした。だからあらゆるところをきれいにしようではないかと、川もきれいに掃除しよう、こういうようにやってきましたので、若干漏れてあったというのは残念でございますので、おわびを申し上げておきます。

それと敬老、どうですやろ、これは皆さんに相談したいと思うのですわ。センター方式でやっていた。だんだんと集まりが悪くなった。学校ぐらいに分散しようかとやったのが現在野洲がやってきたことですね。かなり好評でしたよ。だから、家の人がおじいちゃん、おばあちゃんを孫が車で送ってやるわということのできる範囲くらいまではしようではないかということで集まってもらう方がふえたのです。ところが、私は絶えず行政の理念として自分たちのことは自分でやろうと、できないことは団体と力を合わせてやっていこう

と、それでもできないときには行政がやろうではないかと、こう言っていますので、敬老会、ああいう先輩の皆さんに気持ちよく一日を過ごしてもらうためには、やはり地域の方々がみんなが力を合わせてやった方が行政がやるよりも実りが多いのではないかと、こんな思いをしますので、来年度の予算編成の中でまた議論をいただくのですが、時期は10月ごろになりますので、皆さんの意見を聞いて、ただもと中主区域にはコミュニティセンターがございませんので、学区ごとにやるとなるとどうするのかという議論も出ますので、その辺もあるのではないかと思いますので、時間をかけて検討しますのでご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

議長（秦 眞治君） 次に、通告第9号、第24番 荒川泰宏君。

24番（荒川泰宏君） おはようございます。第24番、荒川泰宏でございます。私は税負担の公平化について質問をいたします。

野洲市の財政状況は、長引く景気の低迷により歳入の根幹をなす市税が伸び悩んでいるところであります。このことから、先の議会において強く企業誘致について取り組まれるよう申し述べてきましたが、その後当局では条例の制定に向けて鋭意努力されており、財源確保を図る上で今後の展開に期待をするものであります。

さて、自主財源の確保については、市民の皆さんから納めていただく市民税、固定資産税等の市税や国民健康保険税等は、野洲市が行政施策を推進していく上で貴重な財源であるところですが、長引く景気低迷の影響を受け、市税は伸び悩むだけでなく、平成15年度末の市税及び国税、国保税だけで滞納繰越額は旧中主町で6,122万5,769円、旧野洲町で3億6,061万1,948円であり、また各種の市税等の収納率は低下している傾向であります。このことは本市だけでなく、各市町村で同様の傾向となり、収納率を上げるためにさまざまな対策を講じているところであります。私は、行政施策を進める上で、まず税負担の公平化を図ることが基本であると考えますし、全国的に法定外普通税の新設や検討がなされていますが、新税よりも既存の税目における徴収率の向上が先決であると考えます。

そこで、私はこの際平成17年度において組織の見直しを検討し、税務課から徴収部門を独立させ、仮称納税課を新設すべきと考えますが、市長の考えを伺いますと共に、税負担の公平化についての考えや今日までの取り組みもあわせて伺います。

議長（秦 眞治君） 総務部長。

総務部長（山中清嗣君） 荒川議員の税負担の公平化についてのご質問にお答えさせていただきます。

納税は憲法で定められました国民の三大義務の一つでありながら、議員ご指摘のように年々増加する滞納者と未納税対策に頭を悩ませているところでございます。税務課では同規模他団体との比較として、税の徴収部門に関わる職員配置は少ないものの、嘱託職員の有効な活用により、一般会計税目で平成15年度の徴収率は現年度及び滞納繰越分を合わせまして県内の8市、旧中主、旧野洲、そして志賀町の3町を合わせました合計11市町村の中で、まず第1位は旧中主町で96.93%でございます。そして、第2位が旧野洲町の96.61%でありました。したがって、合併後の11市の中で本市の平成15年度の徴収実績は、先ほど申しましたように恐らく第1位であろうと思われ、多くの自治体が徴収率の低迷に苦しんでいる中で、一定の成果を上げることができたと感じております。しかしながら、未納額で申し上げますと、先ほど荒川議員が言われたように年々額が大きくなってきております。

これに係る対応としまして、文書、電話による督促、また催告、あるいは臨戸訪問等を実施しつつ、悪質な滞納者に対しては給料、預金あるいは不動産の差し押さえを実施いたしまして、回収に努めているところであります。このような方法での実績で申し上げますと、旧野洲町に関わるものでございますけれども、平成15年度における不動産差し押さえによりまして1,000万円、また16年度におきましては同じく不動産差し押さえによりおよそ300万の未納税を徴収することができました。今後も税の賦課及び徴収に対して、法律によって徴税吏員であります税務課職員に付与されております権限を有効に活用し、毅然たる態度で臨み、税の負担の公平化に向けてさらなる努力を重ねていきたいと考えております。

市民サービスはその原資となる公平な税負担の原則に立脚して行うものでありまして、ご質問のとおり既存の税目での徴収率のアップは、緊急の課題と痛感しております。議員ご指摘のように、組織的な充実も含めて検討をしていく必要があるかと考えております。今日まで取り組んできました対策としては、先に申しあげました法に基づく強制的な徴収だけではなく、未納にならないための事前の対策として、税務署、また県、県内の市町村で振替納税の推進に取り組んでおります。旧中主町及び旧野洲町共に、固定資産税では約50%以上、国民健康保険税では旧中主町では74%、旧野洲町では62%、高い利用率になっておりますが、一方、普通徴収の個人市民税では、旧両町とも40%以下となって

おりますので、今後はすべての税目で振替納税が70%以上の利用率になることを目指して取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上、ご回答とさせていただきます。

議長（秦 眞治君） 荒川議員、どうですか。

24番（荒川泰宏君） ただいま総務部長の方からこの件については緊急の課題と位置付けているということをお聞きしまして、私自身もこのことは大切なことですので、肝に銘じて取り組んでいただきたいと、このような思いをいたしております。平成15年度の市税、国保税の徴収状況を担当課で尋ねましたところ、市税、国保税の合計額、旧の中主町では14億7,670万253円、収納率が98.44%、旧野洲町では78億6,540万7,870円、収納率98.63%に対し、一方滞納繰越は旧中主町では6,122万5,769円、その収納額は1,316万6,569円の21.50%、旧野洲町では3億6,061万1,948円の滞納繰越に対し、収納額は6,410万8,846円の17.78%であります。これらのことが先ほどの説明で11市町村の中でトップだという説明でございましたけれども、このことはこの数字を判断しますと、決してトップであるからといって喜んでいるわけにはいかないところであります。税負担の公平化の考え方からして、やはり今後この3億5,000万近い滞納額を、本市ではどのようにして徴収していくのか。今日までのこの体制でそのままでよいのか。このことについて非常に疑問を抱くものであります。

現在、組織的には湖南市は納税推進室というものを設けました。甲賀市は納税課、大津市、草津市、守山市は徴収部門の専門課を設置しました。また、栗東市においては収納対策室を設けられました。これらの組織の見直しについて、市長の考え方を再度お尋ねいたします。

私は、この多額な3億5,000万近い滞納額にさまざまな背景があると現状を分析いたします。まず第1に、厳しい現下の経済状況であること、2つ目に徴収専門職員が不足していること、3点目に人事異動等により徴収の専門知識、ノウハウが蓄積されないこと、4点目に滞納者との距離が近く、差し押さえ処分がやりづらいこと、5点目に行政への不満等による滞納事由から、差し押さえ処分がやりづらいことなどが考えられると私は思っておりますが、このことについての現状の分析についてどのようにお考えなのか、お尋ねをいたします。

また、私は先ほども提案いたしました、特別の課の設置を組織し、市税等の徴収につ

き技術的、精神的にも強いものとして迅速に滞納整理をしていくことが必要と考えますから、先ほど部長の方から嘱託職員さんを有効にというお話でございましたが、私もこのことは同様の考えであり、国税のOB等の専門性の高い職員を嘱託採用するののも一つの解決策につながるものと考えますが、国税のOB等々の嘱託の採用についての考え方はいかがでしょうか。お尋ねをいたします。

それと、先ほど部長の方から口座振替制度についての説明がございました。私も収納率を上げる方法の一助として口座振替制度を推進していくべきと考えます。これはあわせて郵便料金の削減につながるものであるからでもあります。平成15年度におけます納税義務者の口座振替利用者の割合であります。例えば旧中主町では町県民税が39.17%、旧野洲町では34.30%であり、先ほど部長の説明にもありましたが、50%を切った口座振替の現状でございます。ぜひ、この口座振替制度につきましては力を注いでいきたいと思っております。

それでは、先ほど述べました各質問に対しましての回答を求めます。

議長（秦 眞治君） 市長。

市長（山崎甚右衛門君） 荒川議員の再度の質問にお答えをいたします。

まず、課を設置するかしないかの議論なのですが、現在は嘱託の経験豊かな方を3人お願いして、税務課の中でやっていただいている。おっしゃるように、私は埋もれた人材を発掘したいと、こういうことを申し上げておりますので、国税ではなくても県なり他の市で経験をなさった方でもいいのではないかと思うのですが、まず税金の話が主でございますが、それをやるならばやはり下水道、上水道、公営住宅の家賃、介護保険料までいかかれないかは別にしましても、合わせますとかなりの滞納があるのですね。だから納税課ということになると税金に限ってくる。おっしゃったように収納対策課、そういうものをつくって役場に納めていただくすべての公金を対象に滞納整理ができる一つのシステムをつくってはどうかと、こんなことも考えられますので、これは以後検討いたしますけれども、おっしゃる趣旨は十分に理解をしておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。あと、部長の方からお答えをします。

議長（秦 眞治君） 総務部長。

総務部長（山中清嗣君） 荒川議員の再質問にお答えさせていただきます。

基本的には今市長の方から回答させていただきましたのですけれども、若干私の方から補足をさせていただきます。

組織については先ほど市長が申しましたことを十分踏まえまして、内部で検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

そして、滞納が大きくなっている原因で、社会的な要因もあるわけですが、市当局の行政側の部分で解決できないかという部分でご意見をいただきました。徴収専門員の充実、またどうしても人事異動につきましては、旧野洲町の場合でありましたら、全体の人事異動という中で一定の期間での人事異動になります。そういう中で、職員が替わったという一つの問題点、確かに指摘される一面がございます。ただ、今回10月1日から市ということで市制へ移行をいたしました。そういう中で、税部門だけではなく他の分野も、一定専門性という中で的人事配置というのを一つの大きな課題だと思っておりますので、その辺はとらえていきたいと考えております。

そして、どうしても市、旧町の場合もそうでしたが、市になっても余り大きく変わらないわけでございますけれども、どうしても地元の職員が地元の市民に徴収という形になってきてやりにくい一面がないのかというご指摘でございます。確かにこれも全国的にそういう問題がございます。そういう中で、それぞれの自治体を越える中で県なんかは主導になって、他府県でそういう形での一つのシステムというのを検討されているところもございます。そういうような先進事例を研究いたしまして、やはり野洲市、本市だけで取り組めないものでございますので、また他市、県と事例研究をやって、そういうような部分の導入が可能かということも検討してまいりたいと思います。

そして、もう一つご指摘いただきました行政の不満、確かにそういうものは存在していると思いますし、また税務課職員からそういう話も聞いております。そういう中で、できるだけ、やはり税を徴収する部分とサービスを提供する部分の兼ね合いを市の内部でも一度議論をして、解決していかなければならないと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

また、ただいまご指摘をいただいた面での若干私の意見を述べさせていただいたわけですが、この滞納額が大きくなっている原因等をやはりきちっと原課としては分析して、よりよい方法を検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

そして、国税関係のOBの採用を検討してはどうかということでございますので、先ほど市長が申しましたように、徴収専門員の採用の中でその部分を入れて検討してまいりたいと思います。

そして、振替納税制度の推進につきましては、先ほど申し上げましたように70%とい

うことを目標に掲げておりますので、それに対して具体的にどういう形で数値を上げていくかということも今後検討してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（秦 眞治君） 荒川議員。

24番（荒川泰宏君） 先ほど組織につきましては市長の方も認識をされておるということでございます。また、総務部長の方も組織の検討をするということでございますので、前向きに検討していただきたいと、このように思います。あわせて、専門性のある人事配置ということも総務部長から言われました。その点につきましても慎重に、また前向きにご検討賜りますようよろしくお願いいたしますと思います。

そしてまた、広域的な取り組みだとか県を通じたの取り組みというお話もございました。このことにつきましては、過去にも旧野洲町の時代にもこのような形で連絡体制はとっておられたと思います。そういう中で、県によっては県自体で取り組んでおられるところもあるという部長のお話でした。確かに三重県がそのようなことで既に取り組まれております。そのことは私もいろいろ情報の中で勉強はさせていただいたところですが、そういう中で、やはり滞納整理というのは大変でございます。実は私も学校を出て社会人になりまして、一番最初に仕事をいたしましたのが、大阪の電電公社の茨木電報電話局の料金課に配属されました。最初の2年間というのは毎日督促と収納、この業務が2年間ございました。次の2年間が督促と滞納整理ということで、私もこの関係につきましては4年の経験をさせていただきました。とにかくこれは忍耐だなということで、性格が変わるぐらいにお客様から代金をいただくということに対しての考え方が、本当に体に焼きついたというような経験をいたしました。ですから、私は新入の職員さんが採用されたときには、ぜひ新市の中で税務課の経験をしていただきたい、こんな思いをいたしております。

いずれにいたしましても、3億5,000万もの多額な滞納繰越に対し、やはり正面から対応しなければ、納税者が地方税に対する不公平感を増大し、地方行政への信頼を著しく損ねることとなります。税負担の公平化の基本的な考え方で、真っすぐ前に進まれますことを強く期待し、質問を終わります。

議長（秦 眞治君） 暫時休憩をいたします。45分から再開させていただきます。

（午前10時30分 休憩）

（午前10時45分 再開）

議長（秦 眞治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告第10号、第19番 森 申行君。

19番(森 申行君) 19番、森 申行でございます。

今回私は、ほほえみやす21健康プランの推進についてご質問をいたします。

急速に高齢化の進む中で、新しい21世紀を迎えて、厚生労働省は健康日本21を提唱いたしました。長い人生をいかに健康で心豊かに生きていくかがみんなのひとしい願いであります。そのための健康づくりも、これまでの保健、医療、福祉の領域から、さらに産業、経済、教育といったさまざまな分野に関わりを広めながら、地域に根差した市民参加の健康プランが求められております。これを受けて、旧野洲町では平成14年度からほほえみやす21健康プランを掲げて策定委員会を組織され、各種団体、機関に輪を広げたワーキング部会を結成して、きめ細かい実態調査をまとめられております。これは、今後この運動を推し進めていく上でのベンチマークとして大いに役立つものと思っております。

いよいよ、本年度はこの健康プランの推進委員会を設置して、今後はこの体制の中で展開していくと結ばれております。私は遅ればせながら、この資料をつぶさに読ませていただいて、関係者皆さんの今日までのご苦勞に対しまして、心からねぎらいを申し上げたいと思っております。お疲れさんでございました。

ところで、こんなしおらしい気持ちを申し上げますのも、実は国がこの健康日本21を提唱いたしました当初に、私は旧中主町の議会で提案質問をした経過がありますが、そのとき今日まで取り上げられてこなかったという経緯がございます。当時、お隣の近江八幡市では、介護保険の準備の中で介護予防事業の重要性が見えてきたということで、国が健康日本21を策定するのに先駆けて、平成11年12月に健康はちまん21プランの策定委員会を立ち上げて、翌12年9月には市民会議の中で経過報告をしたり、この運動のロゴマークを募集したり、あるいは市職員を対象にした研修会を開催されております。このことを私もつぶさに聞きまして、少々の勉強をさせていただいておったわけであります。

さて、前置きはこれぐらいにして、質問に入らせていただきます。

まず、1点目でございます。この推進委員会の実践こそ重要であります。ただいまどのように活動されているのか。まず現状をお伺いいたします。

次に、2番目にこの健康プランの第6章の最後のところに、合併後は新市版の策定に向けて見直しをするという1行がございます。どのような形で旧中主町に普及推進をされるのかお伺いしたいと思います。

次に、3番目でございます。この運動の対象年齢を20歳から64歳までと位置付けら

れております。これは近江八幡市も同じことですが、大人の健常者のみにスポットを当てられていて、子どもや老人、障害者など、弱者に対しての目を向けていないのはどういうわけなのでございましょうか。これもひとつお伺いしたいと思います。最近はお子どものときの生活習慣からくる肥満児が問題視されています。また、普通の健常者といいたしても、実際健康を案じられるようになるのは65歳ぐらいからであります。その後に長い人生があるわけでありまして、こうした観点から見ますと、この運動の趣旨からしても納得のいかない点があると思うのであります。

次に4番目の質問でございます。本野洲市は県下に誇る広大な希望が丘公園を地元にあります。しかしながら、地元行政での活用が少ないのではないかとと思いますが、いかがでございましょうか。今の季節、山装う紅葉は実に素晴らしいものですし、またススキの穂が銀色の波を打つ風景も実に風情のあるものでありまして、歌人ならずとも歌句の一つも浮かんでくるというものであります。健康のためにウォーキングを楽しむのにこれ以上の場所はそうないと思います。ところが、車で出向くとなると駐車料が普通車で500円、バイクで200円という県営の駐車場はどれも高過ぎて、毎日1時間のウォーキングのために利用する人はほとんどいないような状態であろうと思います。ここに野洲市民用の駐車場が確保できたら、利用者は随分ふえるのではないかとと思います。行政側でこうした発想をされたこと、あるいは市民からこういう声を聞かれたことはなかったのでしょうか。街中で広い駐車場を確保することはなかなか難しい点がございますが、希望が丘ではあれだけの広大な場所であります。何とかこういう問題が解決できれば、この健康日本21も大いに活用されてくるのではないかと考えております。

以上、4点の質問をいたしまして、質問を終わりたいと思います。よろしく申し上げます。

議長（秦 眞治君） 市民健康福祉部長。

市民健康福祉部長（竹澤良子君） 森議員のほほえみやす21健康プランについての4点のご質問にお答えをいたします。まず第1点目から第3点目は私の方からお答えをさせていただきます。4点目は総務部長の方からお答えをさせていただきます。

生涯健康で元気に過ごせることは、市民誰もの願いであります。食生活やライフスタイルの多様化により、生活習慣に起因する生活習慣病が私たちの健康を脅かす大きな問題となってきたことから、21世紀における健康づくりの指針となる基本計画、健康日本21が平成12年に国で策定されました。それを受け、県では平成13年に健康しが推進プラ

ンが策定されました。また、平成14年に健康増進法が制定されましたことによりまして、地方自治体において計画に基づいた健康づくりの展開が必要となりました。そこで、平成14年より2カ年をかけまして、地方計画ほほえみやす21健康プランを策定いたしました。

第1点目の推進委員の現状、活動についてでございますが、まず当計画の推進体制の中核として、学識経験者や一般市民、各種団体などからなるほほえみやす21健康プラン推進委員会を設置しております。また、当プランの推進を強化するために課題や取り組み方を検討する作業部会として、情報環境部会と活動部会の2つを設置しております。さらに、地域で実践活動を進めます健康づくりボランティアなどからなります健康を語る会を設置しております。ご質問の推進委員会の活動状況ですが、今年7月に第1回目の推進委員会を開催しまして、今年度の活動目標をプランの周知と啓発と決めました。また、先に申し上げました2つの部会を立ち上げ、部会ごとの活動を進めている状況でございます。

次に、第2点目の合併後の当プランの見直しと普及についてのご質問ですが、まず見直しについてであります。旧中主町の健康課題につきましては、各種衛生統計の分析や保健所からの助言の結果、旧野洲町と同様な健康課題、すなわち生活習慣病の増加などであることから、計画の大きな見直しは特に必要ないと考え、旧野洲町の計画を新市全体に広めていくことにいたしました。したがって、推進委員会のメンバー構成も旧中主町の住民参加を得て進めてまいります。プランの普及については、全世帯に配付する健康づくりの啓発誌『すこやか』、12月に発行いたしますが、この『すこやか』で周知を図り、さらに12月開催の自治連合会役員会で説明をし、普及に努めてまいります。

次に、3点目の計画の対象年齢と弱者に対する姿勢についてですが、当計画は壮年期の死亡の減少や健康寿命の延長、生活の質の向上を図ることを目的としております。これらの目的を達成するためには、その原因である生活習慣病予防の重点年齢に焦点を当て、対象年齢を20歳から64歳までと定めたものであります。この対象年齢の範囲は障害の有無や健康、不健康に関わらずすべてを対象といたします。しかし、議員ご指摘のとおり、健康づくりは各ライフステージと連動した取り組みが必要であります。したがって、他の計画であります子育て支援計画や老人保健福祉計画、また昨日藤村議員のご質問のありました今後策定予定をしております障害者福祉計画とも整合性を図り、さらに学校保健、職域保健との連携を進め、市民すべてを対象とした健康づくりを進めてまいりたいと考えております。

以上、3点につきましてのお答えといたします。

議長（秦 眞治君） 総務部長。

総務部長（山中清嗣君） 4点目の希望が丘文化公園の駐車場の確保についてであります。昭和49年9月に開園されました希望が丘文化公園は、418ヘクタール規模を有する滋賀県内、また近畿管内でも誇れる公園施設であります。ただ、ご承知のとおり、県立希望が丘文化公園の管理運営経費は滋賀県からの支出金の他、施設使用料や駐車料の収入をもって経営されている施設でありますことから、この近隣に本市が無料の市民駐車場を確保することは、希望が丘の経営面を考へまして若干無理かということで、困難であります。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（秦 眞治君） 森議員、どうですか。はい、どうぞ。

19番（森 申行君） いろいろご回答いただきました。いずれにいたしましても、健康は自分だけの問題ではございません。家族、社会を大きく取り込んだ問題でありますので、今後も市の重点課題として取り組んでいただきたいということを切に要望するところであります。

アンケートをずっと見させていただきまして、非常にその中でワーキング部会だとかそれぞれの団体で上手に活動されていることを知りまして、非常に心強く思ったようなところでございます。また、この組織につきましては、例えば旧中主町の場合は農協の生活推進課というのですか、それから農協婦人部あたりが非常に料理講習だとかいろんなことを含めまして、産業も含め、なかなか活動しておる組織が強力にございますので、野洲町の場合はこういう点では全然含まれておらなかったように思いますので、特に中主町の方へこういう運動を推進していただく場合にはそういう関係を広めていただくといいかなというふうに思いますので、ひとつ提案をさせてもらっておきます。

それから、行政というところはこういうデータを集めたり、アンケートを集めて表にしたりとか、そういう作業は非常に得意な分野らしくて、福祉関係の何にしましても保健にしましても非常に立派なものが早くできているわけでございますが、さすがに専門家としての手際がよくて、感心しておりますけれども、これからの推進の実行ということになってきますと、もうひとつじっくりいかない面もあるのではないかなという心配をするわけでございます。どうかこの推進委員会と十分な連携をとられまして、最後まで力強い指導と両方の関わりを密にさせていただきたいということを要望しておきます。

それから、対象年齢の64歳までということはただいま聞かせていただいて、国の方の政策もそういうことだろうと思います。よくわかるのですが、実際問題子ども、老人、この辺が非常に健康面も大事な部分がございますので、ぜひともこの組織と十分な連携をとられ、あるいはまた一緒に活動することがあっていいと思いますので、このほほえみやす21に関わらず、広い分野でこの問題を取り上げていていただきたいというふうに要望いたします。

欧米の先進国あたりで、特にスウェーデンあたりだと思うのですが、寝たきり老人という言葉すらないということで、寝たきりという日本語を訳すことができないのだという話を聞いたことがございますが、そういうことも結局こういう健康日本21のような運動が十分に浸透しているゆえんであろうと思っております。特に、今介護保険につきましても、最近になって予防重視型のシステムに転換をせいということが言われております。こういう意味からいたしましても、この運動は非常に功を奏していきましたら、いろんな面でまちづくりに貢献していく仕事だと思っておりますので、どうか、随分奥の深い、幅の広い分野でございませけれども、これも一つの花形の仕事だと思って、健康推進大いに頑張っていたきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

なお、最後の4点目の希望が丘の公園の件でございますが、地元の活用が余りされていくように思わないのですが、この点についての回答が、触れていただかなかったのですが、この点について質問をいたします。

よろしく申し上げます。

議長（秦 眞治君） 総務部長。

総務部長（山中清嗣君） 森議員の再質問で、地元での活用ということでございませけれども、この公園の活用に関しましては、かつて全国の中学生クロスカントリー大会や滋賀県の中学生駅伝競走大会が開催されて、大きなイベントをされます。それに伴って、観光物産協会主催によります販売をやったりという形での取り組みもございましたし、また観光物産協会では毎年秋に希望が丘が行う紅葉まつりに合わせまして、全日本むかで競走大会や、また一方では野洲、甲西、竜王の、今名称は変わっているわけですがけれども、3町の調整協議会がバックアップしたイベント等にも取り組んでまいりました。ただ、地元での活用というのはまだまだ不十分なところがございませし、先ほどその端に駐車場をつくるということはよそのところという形にもなりますので、考える方法といたしましては、歴史博物館が希望が丘の国道から降りたところがございます。そこを来訪していただいて、

そこでお車をとめて、それから徒歩で希望が丘へ行っていただくという形であれば、極端に言って歴史資料館の駐車場は無料でございますので。そして北櫻の、反対側の入り口の方では市のそういう施設関係で駐車場を持っておりますが、さくら墓地公園がございます。そこに無料の駐車場がとってあります。それを利用して、また散策、ウォーキングしていただければ、若干山を越えていかなければ、すぐ近くということではございませんけど、そういう活用方法もあるかと思うんですけれども、地元での活用をもっともっと考えていかなければならないと、せっかくたくさんの方が利用されておりますし、地元での利用もふやしていきたいと思っておりますけれども、一応お答えとさせていただきたいと思います。

議長（秦 眞治君） 森議員、どうぞ。

19番（森 申行君） 非常に消極的な話を聞かせてもらいましたが、もうちょっとプラス志向の回答が実は欲しかったわけでございます。あれだけの場所でございますので、何も特別に庭園の真ん中でここは野洲町専用だというのをとれという無理を申し上げているわけではないのですが、もうちょっと近隣で何とかなる場所がありそうなものでございます、その気になれば。もっと前向きな計画ができるように、今日改装して下さいということは言えないと思いますが、そういう姿勢で検討していただきたいということをお願いしておきます。

大体これでお答えはいただきましたので、私の質問は以上で終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（秦 眞治君） 次に、通告第11号、第18番 森田貞雄君。

18番（森田貞雄君） 私は、次の3点について質問したいと思います。

まず1点目、野洲市の財政計画についてであります。本年8月19日に地方6団体会長会議は、内閣から要請のあった国庫補助負担金改革の具体案取りまとめに対し、最終合意、改革案提出にあたっての共同声明を発表しているということであり。改革の全体像を16年秋に明らかにし、年内に決定するとしているが、野洲市に対して具体的な数字の提示があったのか。現状で明年度の予算は組めるのかどうか。いつの時点で議会には明らかにされるのか。また、一地方公共団体として、野洲郡の国庫負担金改革案の具体案の取りまとめに対し、どのような案を出されたのか明らかにしていただきたい。

2点目ですが、合併特例債による事業計画についてであります。10年間で130億、私の一般通告書では130億になっていますが、132億という数字が他にも見えますが、合併特例債が計上されているところですが、17年度の事業内容を明らかにしていただき

たい。それはコミュニティセンターの建築が具体的に云々されているが、どういう経過で決まったのか。これは特例債によるものなのかどうか、その点お答え願いたい。今後、合併協議の中で論議されてきたまちづくり計画に、合併特例債をどのようにすり込んでいくのか。その順序などを明らかにしていただきたい。

それから、新市への引き継ぎについてであります。新市への引き継ぎは完了したのかどうか。総点検者は誰になっているのか。ちなみに、農水省のやすらぎ事業の一つであるクラインガルテンの事業はどうなっているのか。また、野洲川北流後に計画されているという野洲川記念資料館についても、引き継ぎがどうなっているか明らかにしていただきたい。

以上です。

議長（秦 眞治君） 市長。

市長（山崎甚右衛門君） 森田議員の市の財政計画について、私の方からお答えをさせていただきます。

財政計画についてのご質問でございますが、三位一体改革における本市への具体的な影響についてのご質問になりますが、11月26日に政府から三位一体改革の全体像について発表があったところでございますが、この中では国庫負担金改革の行程表や税源移譲の目標値などについては具体的には示されていますが、個々の施策への影響などは詳細に触れておられませんので不明でございます。

現在、地方6団体や都道府県などにおいて具体的に影響額を算定されているところでございますが、今明確なのは義務教育における国庫負担金、8,500億の問題でございます。そのことで、現状で予算が組めるのかというご質問でございますが、現時点では提示がありませんが、新年度予算編成に向けて取り組む中では、昨年度補助金負担金が削減された部門を考えながら予算編成をしていこうと、こういうことでございます。それから後、予算編成として情報の収集に努めていかなければいけないと、こういう思いをいたしておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

それと、最後に地方6団体が国庫負担金の改革案を取りまとめた際に、旧野洲町からの意見書提出でございますが、三位一体の改革は町村が基礎自治体としての役割ができる限り、自立的に果たしていけるようにするというのが観点でございますが、国庫負担金、補助金の廃止、縮減を行う場合には、単なる地方への負担転嫁にならないように税源移譲による明確な代替措置を講じるべきであると考えておりますし、全国町村会を通じて意見陳

述をいただいておりますが、しかしながら、旧野洲町としては特に個別の意見を出してはおりませんので、ご理解をいただきたいと思います。強いて申し上げますと、公共事業の中で河川改修あるいは道路改修については、補助事業が県の事業に落ちるということは個々に聞きましたので、これについては意見陳述をいたしております。

それと、昨日中島議員へのお答えで、財政構造改革の基本は3年ぐらいかかりますよと、こう申し上げた。その根拠は税源移譲の3兆円を18年までには決めようと、国がこう言っていますので、そのことが決まって初めて町村の財政計画基盤が整うのではないかと。それから本当の財政運営になるのではないかと、こんな思いをいたしましたので、そういうふうにお答えをしております。

それと、特例債の問題でございますが、合併協議で説明させていただきましていわゆる年次計画をベースに、今後その予算編成の中で事業の必要性や優先度を再検討して予算化していきたいと、こういう思いをいたしております。コミュニティセンターの整備についてでございますが、これは合併協議の中で新市まちづくり計画に位置付けをしておりますが、もっと掘り下げて説明を申し上げますなら、合併について町民の懇話会を設置しました。ほほえみ・ときめき懇話会ですが、これは20人から構成したのですが、全部公募でやったのですが、その中で意見は、これからのまちづくりはコミュニティーの育成だと、こういうことの提言をいただきました。それが一つと、当時区長会と申し上げておったのですが、区長会の統合についてそれぞれ区長さんがお集まりをいただいてどうしよう、どうしよう、ああしようという議論が何回も重ねられまして、会長をどうするのだ、副会長は6人にするのか5人にするのか、いろいろ話があったときに、名前を自治会という方向に変えていこうではないかという意見が一つまとまった。そのときに、中主の自治会の方で学校はないけど学区に分けて、そしてコミュニティーの育成を計っていこうと。それは何だと。旧野洲地域内にコミュニティセンターがあのように機能を果たしてまちづくりに参画しているのではないかと、あれは非常にいいことだと、あれは絶対やらしてもらおうと。そのためには中里と兵主に分けると、こういうような議論が出てきたことは報告を受けています。その辺から出てきたのがコミュニティセンターの整備だと、こういうことでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

そこで、今自治会では設置する場所や施設の内容もですが、施設の内容については現在野洲市に4カ所あるのですが、形は違いましても面積は大体同じなのですな。大きい、小さい関係なくして。だからあれぐらいのものだという、こういうような一つの枠をはめて

おりますので、ご理解をいただければと思います。

それと、合併特例債による財源の手当てでございますが、まちづくり計画におけます関連付けについては、まちづくり計画策定のときの合併特例債の充当を想定した事業を組んでおります。その想定した事業に具体的に充当していこうという思いをいたしておりますが、ただ実際の事業実施にあたって、事業の必要性や実施時期、内容などその都度検証しながら適切に充当事業を見極めながら予算化していこうと、こういう思いをいたしておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

あと、部長からお答えをいたします。

議長（秦 眞治君） 政策推進部長。

政策推進部長（山中重樹君） それでは、森田議員の3点目の新市への引き継ぎについてのご質問にお答えいたしたいと思ひます。

まず、新市への引き継ぎは完了したのかということでございますけれども、今回は合併によります新市移行ということで、旧中主町長、旧野洲町長の事務引き継ぎにつきましては、地方自治法第159条と同法施行令第122条の2及び第123条の規定に基づきまして、書類、帳簿及び財産目録を調製し、処分未了、未着手事項、将来企画すべき事項等について、野洲市長職務執行者に10月1日に市長室において引き継ぎを済ませております。

また、新市長の就任後、11月1日には同じく市長室におきまして市長職務執行者から市長への事務引き継ぎを同様に終えておるところでございます。なお、職員の事務引き継ぎにつきましては、野洲市職員事務引継規程に基づきまして、前任者と後任者との間で担当する事務事業ごとにその概要、経過及び現況をはじめ、方針、意見及び年間スケジュール等を取りまとめ、引き継ぎを行うこととしておりまして、これに基づきまして、新市の発足後住民サービスに支障を来さないように済ませておるところでございます。なお、事務引継書はそれぞれ上司の点検を受けるということになっております。最終、管理職以上の、いわゆる課長補佐以上になりますけれども、事務引継書は総務課が全部点検して取りまとめまして、市長職務執行者に報告しておるところでございます。

次のご質問につきましては、具体的なことでございますので、環境経済部長の方から回答していただきたいと、このように思ひます。

以上でございます。

議長（秦 眞治君） 環境経済部長。

環境経済部長（米澤 博君） それでは、森田議員さんの一般質問の具体的にご質問いただいております内容につきまして、ご答弁をさせていただきます。

クラインガルテン事業及び野洲川記念資料館につきましても、事務の引き継ぎは終わっております。クラインガルテンにつきましては、ドイツ語で小さな庭と言われるものでございまして、その中には日帰り型市民農園、滞在型市民農園等がございます。新市まちづくり計画の中では、地域を支える活力あるまちの農林水産業の振興と基盤強化の中で、市民農園等の交流施設の整備を示しております、具体的な内容の調整までには現在は至っておりませんが、都市市民と農山漁村の交流の場として市民農園などの一つの形といたしまして、検討してまいりたいと考えております。

次に、野洲川記念資料館の事業でございますけれども、既に県営畑地整備事業で用地確保をされておまして、同時に野洲川記念公園としての整備は完了しております。しかし、野洲川記念資料館建設においては前面道路要件、あるいはまた建築基準法等の諸条件が整わないことを地元協議で確認されているところでございますが、今後につきましては野洲川右岸線の整備完了後にあわせて建設要件を調査いたしまして、その要件が満たされた時点におきまして、地元協議を進めてまいりたいと考えております。なお、近隣地域に野洲川歴史公園として設置されております現在守山市、野洲市の2市が計画をいたしております田園空間整備事業と守山市が実施されますサッカー場のクラブハウスとの一体的な建設が計画されておりますことから、総合案内所の展示室等の利用も視野に入れた中で、引き続き検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（秦 眞治君） 森田議員、どうぞ。

18番（森田貞雄君） まず財政計画の件ですが、新市長に臨時議会のときに資料を求めたのですが、それが出されなかったもので、その内容は野洲、中主の一般会計で合わせると、両者に出ている数字からすると200億6,000万で、一般の会計予算書には214億出ていると、この差はどうなのかということに対して、市長は12月議会で資料提出すると。出しっ放し、もらいっ放しというわけにはいきませんので、ちょっとお聞きしたいのですが。

まず1点目、特別会計予算書、この中に出ていました工業団地については29億の数字が、この予算書に上がっているのですよね。ところが、その前提出されている数字、介護保険、下水道、工業団地、土地取得、水道会計の合計が436億になって、プラス行政事

務組合を加えると20億ですね。これは450億になっているわけですが、まず確認したいのがそういうことでもいいのかということですね。ならば、なぜ特別予算会計書に29億だけの数字を出されて、他の数字が当時上げられなかったのか。どういう理由によるものなのか。この中に29億以外に出ていますか、特別会計。その年の市債発行については数字が上がっていますが、特に大きいのは下水道ですね。これが150億。これが一番大きいですね。こういったのを含めて436億、これは214億を引いた、29億を引いた後の数字はどこかに上がっていますか。まずそれについてお答え願いたい。

それから、特例債の事業計画について、私が聞いたのはコミュニティセンターが特例債に入っているかどうか。入っていなければ入っていないでこういうことを言ってもらわないとちょっと困るのでね。

それから、まちづくり計画にすり込んでいく内容について、これから考えていくという場合に、特例債を利用して事業計画をやる場合に、どこから意見を求めてやるのか。まちづくり計画をやっていくのに、意見はどうするのか。意見をどう集約してそれを生かしていくのか。気になるのは、先ほどのどなたかの話を聞いておいたら、合併特例債は有利だから他の市債と変えていくのだというような話が出ておりました。そういう意味で、この中に入れていったら132億というのは合併債に使えないわけですね。この点についても回答願いたい。

それから、農水省のクラインガルテンの件ですが、私は説明をされるぐらいのことは既に今までにやってきているわけですから知っているのですよ。このクラインガルテンについて、農水省の説明では17年度で一応終わるということになっていますね。それについての条件も必要なのですよ。その点、担当者は知っているのかどうか、お答え願いたいです。

それから、野洲川記念資料館についての質問に対してもどうもあいまいでわかりにくい。道路が付かないから今保留されているという受け取り方でいいのですかね。場所の設定についてはもう既に私は地元に近いから知っているのですが、野洲川の守山とやる公園と一体云々というのは関係ないですよ。あくまでも野洲川の記念資料館ですからね。もう一度お答え願いたい。

議長（秦 眞治君） 市長。

市長（山崎甚右衛門君） いろいろとありましたけれども、私の答えるべきところを答えます。

コミュニティセンターが特例債の対象になったのかという質問でしたな。計画書の表現には、いいか悪いかはちょっとごめんなさい、中洲、兵主地区を含んだコミュニティセンター、中洲という言葉を使っています。それは対象になっておりまして、もう一つは今改修しています野洲コミュニティセンターが載っているのです。これは今、16年度の予算でやっていますから、これは中里のコミュニティセンターも充当できると、こういう解釈をいただきたいと思います。

それと、前からおっしゃっている20億の行政事務組合の関係、これは皆さんにお手元に配ったと担当は言っていますけどね、担当は。

議長（秦 眞治君） 暫時休憩いたします。

（午前11時33分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

議長（秦 眞治君） それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

総務部長。

総務部長（山中清嗣君） 森田議員の再質問にお答えさせていただきます。

1点は起債残高の問題でございますけれども、10月1日現在の起債残高につきましては、先月の全員協議会でお渡しいたしました野洲市の公債資料の内容のとおりでございますので、ご理解をお願いいたします。

そして、コミュニティセンターについて特例債の事業に入っているかについては、先ほど市長がお答えいたしましたように入っております。

そして、もう一点、合併特例債の借り換えという問題についてのご質問でございますけれども、今現在起債をしているものについては合併特例債を借り換えという形では使えません。合併特例債については、新市のまちづくり計画に上げております事業のうち、主要な事業の必要性、また実施時期、内容等を検証し、適切に予算化を考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（秦 眞治君） 環境経済部長。

環境経済部長（米澤 博君） 森田議員さんの再質問でございますが、新市への引き継ぎの関係でクラインガルテンと野洲川記念資料館でございます。

クラインガルテンの補助、17年度で終了しているということで知っているのかというような話でございますが、これにつきましては、クラインガルテンの国庫補助事業につきましては今年度で終了するというところでございますが、市民農園といたしましての整備が

可能な国庫補助事業、こうした事業につきましてはやすらぎ空間整備事業など、12の国庫補助事業がございます。いずれにいたしましても、本市におけます都市と農村の交流によります地域の活性化を図る観点から、こうした事業は必要であると考えております。いずれにいたしましても、事業の採算性、あるいはまた農地の活用状況などを踏まえながら、今後検討していきたいと考えております。

それと、2点目の野洲川記念資料館、この件につきましてあいまいだと、わからないというような再質問だったと思いますが、繰り返しになるかわかりませんが、野洲川記念公園に資料館を建設をすることにつきましては、その当時、平成11年でございますけれども、地元の大字六条区でございますが、そことの協議をさせていただいております、野洲川右岸線が未整備のために前面道路要件が満たされなかったということから、現在に至っているという状況でございます。したがって、前面道路要件が満たされた時点におきまして、再度また地元協議をさせていただきたいと思っておりますが、そうした中で野洲川歴史公園の田園空間整備事業が現在ございますが、その区域の一角に併設を予定されております総合案内所の展示室の利用も選択肢の一つとして検討していきたいということでございます。いずれにいたしましても、この件につきましては再度地元の自治会と、関係者の方と協議していきたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

議長（秦 眞治君） 森田議員、よろしいか。はい、どうぞ。

18番（森田貞雄君） 先ほどの財政計画でお答えいただいているわけですが、総合的に見て436億、これだけの負債を抱えているという中で、さらに三位一体の計画の中で地方財政が苦しくなっていく。ところが今までの総合的な判断からしますと、これから三位一体のそういった数字がきちんとわからないから具体的なものがない。そう言えばそうなのですから、やはり財政厳しい中でどうやっていくかということについては早急に我々の前に、あるいは市民の前に示してもらわないとぐあい悪いのではないかと。そういうことについて再度、先ほども言っていますようにどういう順序で明らかにしていくのか。もう一度今までの答えをまとめてお願いしたい。

合併特例債については変えることはないということですが、これも聞いていると、例えばまちづくり計画、まちづくり条例をつくってそういう中でこれからのまちづくりの部分にそういった合併特例債の利用を、皆さんの声を、市民の声を聞きながらやるということになるのか、その点もう一度まとめてもらえないかなというふうに思います。

それから、記念資料館は1回目と2回目と、ちょっと聞き違えたのかわからないけれど

も、2回目については今の歴史公園の一角に云々というようにも聞こえて、総合案内所にも云々というのと、また後の方では今まで協議した六条の自治会と話をするというような言葉も出てきたのですけれども、どちらがどうなのか、ちょっと意味不明というか、ではどこにおいて実質的には記念資料館は建てようとしているのか。ちょっと2回目の説明の中に、歴史資料館の一角につくるというのと、また何かかつて協議した六条区自治会と話をするのだというようなことになっているけれども、その点はっきりしてほしいわけですね。というのは、もう六条地先にそれだけの地所は確保してここにつくるということを、私は中主町の議会において質問したときにそういう具体的な話も実際聞いているわけですよ。それで質問しているので、その点もう一度あいまいな点もあるように思われますので、それで最後にしたいと思います。

議長（秦 眞治君） 総務部長。

総務部長（山中清嗣君） 森田議員の再々質問にお答えさせていただきます。

まず第1点は市の起債が436億と大きくなっているのです、この辺の財政問題についての市の考え方でございますけれども、三和議員、中島議員のご質問のときにお答えさせていただきましたように、今後なるべく早い時期に野洲市の財政構造計画を作成して、また市民に公表し、明らかにしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

そして、先ほどもお答えしましたように、合併特例債事業でございますけれども、この事業につきましては、合併協議の中で新市のまちづくり計画ということで事業名等も公表し、市民の合併協議会の委員さん方の意見を聞いて、その中で一応新市まちづくり計画ということで策定しておりますので、やはりこれも三和議員、他の議員のときにもお答えさせていただいたわけですが、基本的にはそのうち事業の必要性、また実施時期、内容を検証し、適切な時期に予算化を考えていきたいということで、必ずしも載っているからすべてということではなく、また逆に言って財政上厳しいという中でまちづくり計画に載っているのをしないというわけにもいきませんので、その辺は本市の財政状況等を勘案しながら取り組みを進めたいと思っておりますので、ご理解をお願いいたします。

議長（秦 眞治君） 環境経済部長。

環境経済部長（米澤 博君） 森田議員さんの再々質問でございますけれども、1回目のご答弁でも申し上げましたように、基本的には当然野洲川の記念公園というところで11年度に地元協議もさせていただいているということもございまして、そうしたことから基本的にはそこでの建設を予定しておりますけれども、先ほど申し上げましたように、野

洲川歴史公園の計画されておられます総合案内所がございますけれども、その中に展示場というものを計画されておられます。そうしたことも選択肢の一つとして考えていきたいということでございますので、いずれにいたしましても、今後地元六条区、あるいはまた関係者の方と協議しながら決定していきたいと考えておりますので、よろしくお願い致します。

議長（秦 眞治君） 次に、通告第12号、第16番 竹内孝治君。

16番（竹内孝治君） 16番、竹内孝治でございます。私は今回2題質問をさせていただきたいと思っております。いよいよお疲れの時間帯に入りますが、しばらくご静聴のほどをお願いしたいと思っております。

我がまちの農業についてまずお尋ねをしたいと思っております。私が荒廃する農業と環境について健全な育成と施策を求めて、今日まで4回の質問を重ねてまいりました。いずれも抽象的な回答で、現実的に対応され具現化されたものはいまだ見受けることができないのが実態でございます。誠に残念で危機感を感じるものであります。

本市の基幹産業でもあり、まちの環境保全をなす農業が、収益がなく後継者も育たない、先の見えない農業について真剣に考えなければ、このまちの将来は語れないのではないかと、このように思うところでございます。特に、今回の合併に伴い、耕作面積も拡大し、新市のまちづくりの根源をなす重要課題ではないかと考えます。もう今日に至っては、あてもない、こうでもないと言っているような余裕はないのではないのでしょうか。一日も早く特別委員会でも設置し、本当に真剣に考える必要があると思っております。

今日までいろいろと質問は重ねてまいりましたが、現在私が質問させていただいたことも当局では記憶が多々あると思っておりますので、現在当局が農業施設全般について、今後本当に取り組んでいきたいという思いのすべてをお答えいただきたい。

次に、埋蔵文化財発掘調査未報告、このことについて質問をさせていただきます。

新市の誕生で市民の喜びの最中、誰もが事実を疑うような記事が新聞を通じ報道されたこと、皆さんもご存知のとおりでございます。しかも、これは24年間にわたり発掘調査報告書が167件分を作成せず、今年3月末までの調査委託費約5,900万円を調査会に留保していたということでございます。まさに昔ながらの官庁、すなわちお役所仕事、これは本当に丸出しではないかと私は感じるところでございます。内部でも再三指摘があり、不適切な会計処理を認めていたということでもあります。

そもそもこの発掘調査は、開発業者や地権者、すなわち起源者が開発や新設を行うとき

に、どうしても埋蔵文化財調査会の許可を得ないと建設ができない、お仕事ができないと  
いうことでございますので、発掘調査費についても調査会から提示された金額そのままを  
無条件で、しかも前払いをしているというのが実態であったそうでございます。今日まで  
のこの各調査会の決算についても、そういった意味から不透明なところがあるのではない  
かと、そんな疑いもするところでございます。

24年前といいますと、当時は経済成長の最中で、どこの市町村でも開発が進んでいて、  
当町だけが特に忙しかったというわけではないと私は思うのです。これはそのまちの当局  
の考え方、あるいは日常の行政のありさまだと思います。今後の処理について、誠意をも  
って関係機関にあたっていただきたい。このことについて今日までの処理の状況と今後の  
見通し、そのことについてお答えをお願いしたい。このような不始末についての処理責任  
はいったいどこにあるのか。そのこともお聞きしておきたい。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議長（秦 眞治君） 環境経済部長。

環境経済部長（米澤 博君） それでは、竹内議員の我がまちの農業についての一般質  
問にお答えさせていただきます。

現在、我が国におきましても、農政改革が目指すものとしたしまして、食糧、農業、農  
村は食糧の安定供給、環境・国土保全等の多面的機能の発揮などを通じまして、国民生活  
や地域経済社会を支えており、今後もこうした機能は持続的に発揮されることが重要であ  
ります。これからの食糧、農業、農村改革につきましては、国民の期待に応える食糧供給、  
多様な農業・農村を実現するために、まず安全安心で良質な食糧の合理的な価格での安定  
供給、食糧自給率の向上、効率的かつ安定的な経営が生産の相当部分を占める構造の実現、  
食糧産業の国際競争力の向上、食糧の安定供給と多面的機能の発揮のために不可欠な農  
地・農業用水等の資源や環境の保全、魅力ある農山村漁村づくり、都市と農山村漁村を双  
方向で行き交うライフスタイル等を目指すことが重要であるとされております。

本市の農業につきましても、国が目指します方向に沿いながら、水田農業では平成16  
年度から米政策改革大綱により、単に生産調整目標面積を達成するという目標から、売れ  
る米づくりを目指していく方向に大きく転換されまして、集落内での議論を重ねられ、地  
域の農業は地域で守っていくことから、効率的かつ安定的な経営も目指し、規模拡大を目  
指す意欲ある農業者を認定農業者としての認定や、農業組合や集落営農組織の法人化を目  
指す特定農業団体へのステップアップ等によります担い手育成を計画されたり、環境こだ

わり農産物に取り組み、安心、安全な農産物への取り組みも増加する傾向にあります。また、地産地消の取り組みにつきましても、地元の農産物を地元で売り、消費者にとっては生産者の顔が見える安心、安全な農産物を安価で購入できる取り組みを進めており、学校給食においても地元の農産物の利用を拡大していくことを進められております。農業者にも新たな作物作付や作付面積の拡大の期待もしております。

今後の取り組みにつきましては、施設面では情報発信基地としてのまちの駅や、農産物加工施設についても、設置に向けて取り組みを進めていきたいと思っております。なお、農業施策につきましては、合併によります調整も図りながら、農業委員会、地域農政推進協議会、水田農業推進協議会、稲作経営者会、集落営農円卓会議等々の農業関係団体と共に話し合いを進めながら、農業、農村はもちろんのこと、消費者にもメリットをもたらす取り組みをしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（秦 眞治君） 教育長。

教育長（大堀義治君） 竹内議員の埋蔵文化財発掘調査未報告につきましてのご質問にお答えをいたします。

本市発足間もない時期に、多くの市民の方に多大な失望感、不信感を与えてしまいましたこと、まずはおわびを申し上げます。昭和40年代以降の大きな開発事業の中、その発掘調査に対応するため、旧野洲町におきましては、昭和50年から専門職員を採用いたしまして、現在の体制に至っております。また、昭和55年11月には、野洲町埋蔵文化財調査会を設立いたしました。しかし、調査会設立当時から現地調査を優先せざるを得ない状態が続き、整理報告が滞ってまいりました。この2、3年は合併を控え、何とか過去の調査の整理報告書作成を終えてまいりまして、埋蔵文化財調査会を解散する方向で進めておりました。一方では、平成15年度からは民間からの発掘調査費用を、また平成16年度からは公共事業の発掘調査費用を埋蔵文化財調査会で受けるのではなく、一般会計において直接執行する方法により、透明性を図りました。また、職員は日常業務の上に過年度調査の整理、年報づくりに努めてまいりました。改めて本年度中に報道されたすべての報告書の作成を終えるよう指示をしまして、教育部内を挙げまして取り組んでいるところでございます。

多年にわたり、委託者をはじめ住民の皆様へ報告を遅らせてきたことは事実でございます。教育長をはじめ、関係職員の責任は重大と重く受けとめております。このような事

態に二度と陥らないように努めていく所存でありますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（秦 眞治君） 竹内孝治君。

16番（竹内孝治君） ただいま2題についてご回答をいただきましたが、先にも申しましたとおり、農業の問題につきましては、過去4回質問させていただいております。私の言わんとする問題は、今の要旨だけではなしに、今日までの質問もあわせて確認していただき、ご回答いただきたいというような意味も込めて、私は今回初めからそういう質問の仕方を書いております。4回も質問をしていると。だから、今日までのことは全部ということ質問したつもりでございます。にも関わらず、我がまちの農業の回答につきましては、何を答えてもらったのか、結果的には抽象的な答え方で、後の方でちょっと項目がありましたのでそれをかいつまんでまた質問したいと思えますけれども、そういうような回答でございますので、前もってこのまちの農業の実態を知りたいということで、私は農政課に行って、そういう資料がないかということ調査いたしました。幸い、農政課の山本君がこういうものがありますということで出してくれた。これはいい資料でした。平成15年9月に実施されました地域水田農業ビジョン策定に向けたアンケート調査実施状況というものでございます。これを皆さんに確認をいただいてから、この抽象的な回答では本当に真剣に考えてもらっているかということがわかりませんので、ご議論申し上げたいと思えます。それから質問したいと思えます。2問ですので時間は十分あると思えますので。

地域水田農業ビジョン策定に向けたアンケート集計をいただいております。あなたの家の農業経営形態について伺います。専業農家、兼業農家どちらですかと。これは1,000戸を対象にされたと思うのですが、769戸の回収でそのうちの106が専業農家、兼業農家が663、これをパーセンテージで見ますと、専業農家は14%、兼業農家は86%です。まだまだこれで、次に驚きます。あなたの家の農業経営状況、水田に限りますけれども、30アール以下だと、これも769の数字を頭に置いてほしいと思えます。いわゆる3反以下が220、そして31から70、いわゆる7反、これが228、合わせて428です。次に、101から200、これが、2町までが17というのが大体大きな数字です。これを1、2、3とまとめますと、30から70、3反から7反が30%、3反以下が29%、この2つ、もう一つ、7反から1町、これが19あるのです。入れるとこの3つで78ですわ。だから、1町までで78%ということになってございます。こういう状況ですので、次の実態がわかってくると思えます。あなたの主たる農業従事者の年齢はと。

50代の方が221戸、27%、60代が275戸、37%、70代以上というのが196人おられまして、25%、順位を付けますと、60歳代が37%、次2位が50代が27%、3位70歳代が25%、これを合わせますと60から70で百姓やっている人が62%という数になるのです。これが働く人の実態です。次に、あなたの家庭で将来後継者がありますかと。心配されていますかという問いですけれども、将来後継者問題に心配がありますかという問いに対してあると答えた人が595、ないと答えた人が175、実に心配されているのが77%、そんな心配はないというのが幸いにして23%あるのですが、そういうような実態でございます。次にあなたのご家庭の将来の水田農業はどのように考えているかと。現状のままで経営を続ける、機能を拡大して個人経営を続ける、大規模な農業、専業になるという問いがあるのですが、その問いの1、2を見ますと、集落営農組合に委託すると、これが一番多いのです。2番目に現状のまま個人の経営を続ける。先ほどの内容からして個人の経営を続けられないということがあります。3番目に農業生法人があればそこに委託するというような順位になってございます。次に、あなたは今後米づくりについて何を重視していきたいか。ここらはいいいことをみんな考えております。1番目に食味のいいものをつくりたい、2番目につくりやすい米、3番目には無農薬あるいは低農薬で安全性を考える、非常に献身的な気持ちが表れております。

こういうようなことで、このまちの農業経営、本当に考え方は献身的な、低農薬でいいものをつくりたい、食味のいいものをつくりたいとおっしゃっていますけれども、中身は、働く人は50から70の方で構成されている。しかもその構成人員が70%になると。そういうような実態、しかもその田んぼが皆小さい。30アール以下が、さっきも言いましたように30%であると。1町の方も31%、変わらない。30以下と1町の方と変わらない。2つで60%、そういうような非常に困った状態でございます。後継者もほとんどないということでございますので、本当に真剣に考えなければならないということをまず頭に置いていただきたい、このように思うところでございます。

今のご回答の中で、いろいろと箇条書きに私は書いていませんので、回答がございましたけれども、その中で16年から米政策大綱が変わり、売れる米づくりをせよということに政府の方針がなまってまいりましたので、そういう方向に持っていきたいということを答弁されておりますけれども、それも非常に難しい問題、これは今出た問題ではありません。売れる米をつくらうということで、いろんな形で、当町にも愛郷米とかいろんな団体ができて非常に頑張ってきておられます。でも、限られた方で頑張っておられます。そういう

ものを口だけではなしに、本当にどういうように米をつくっていくのだと。まちもそういうようにしていくと言っておられますけれども、土の適性、ここへ何をつくれと、このまちは何をつくれと、品種的に、そういうようにされるのか、あるいは肥を一定して有機肥料をばっと思わせるのか、そういう具体的なところまでいかないと、米づくりの基盤づくりができないと思うのですよ。しかも、小さい形の農業ですから、ある意味では調整面もしやすいところもあるかも知れません。ある範囲までは。そういうところをどういうように考えているのか知らないけれども、口先だけで言うのではなしに、もし計画の具体的なことがあればお答えいただきたい。

また、こういう答弁もありました。地域の農業は地域で守っていくのだという考え方の人が多いということでございますので、それは当然、誰がどこでも言っていることです。抽象的に書かれたのか知りませんが、私は地域の農業は地域で守っていくのだと、こんなことをみんな言っておられるが、それは違う。ただ私が聞きたいのはどういうようにしていってくれるのだと、そのことをどのように考えていくのだと、効率的にかつ安定的にどのように地域の農業は地域で守っていくのかということが知りたい。教えていただきたい。自然と環境を守る意味から、その方法が最適である、そのことはもう当然わかっております。そのことによって、地域の農業は地域で守るということによって担い手も育てないといけないし、またその地域の環境もよくなる。これは当然のことでございますので、もう少し具体的にお答えをいただきたい。

集落営農組織の法人化という言葉も出ましたけれども、これはどこの本にも書いていること、それを、それならこのまちでどのように育てていってくれるのか。その動きとして現在どれぐらいのまちでどうされているのかということも、どれぐらいのまちが集落営農が本当に法人化に近いところまでもっていけるのかということもわかっているのかどうか。その実態、動きがあれば教えていただきたい。もちろん、地産地消への取り組み、これにはいつも回答で言われるように学校給食に取り組んでいく。結構でございますので、どのまちでどの程度のものをつくってどういう品目をどういうようにしたいのかというビジョンだけでも立ったのかどうか。大きな組織、市となったのですから、そうことも検討されて、それともやられているのか教えていただきたい。

まちの駅、道の駅とか、あるいは竜王のようにもうつぶされましたけれども、いろいろと方法はありますけれども、まちの駅、当市についてはまちの駅というのをつくっていつてはどうかという考えもあるそうでございますけれども、それとて、先ほども申しました

ように4回の質問の中で全部入っていることをございますので、もう何年度ぐらいにどれぐらいの施設をどうしていきたいのだと、場所は決まっていななら決まっていないでいいですけども、何か構想的なものはつくって出してもらわないと、ここのところの話は、いつ飾りごとで終わってしまいますので、提示願いたいと思います。

次の作物の加工施設、これも前のときにお答えをいただきましたけれども、そういうものをつくっていかないといけないなということばかりでございます。本当にそれから後の計画が進展しているのかどうか。そこらあたりも教えていただきたい。そういった面をあえて抽出して再質問で要望するならそういうことございまして、我が町の農業についての再質問といたします。

次に、埋蔵文化財の件でございますけれども、これも残念ながら抽象的なご回答で不透明な点が多々あると思われま。そういった面で、発掘調査委託料、そこら辺をどうしたのだと、どうして行くのだという細かい説明がないのでございますけれども、新聞の方がもっともっと詳しく書いてあるように私は思いますけれども、この5,900万円流用しておられる、この24年間の長期にわたって扱っていた金が本当に処理されようと、あるいはされておるのでございますけれども、そのときの見積書と、そのときの見積書で仕事ができるのか、足るのか足らないのか、あるいは余ったらそれをどうするのか、その間に出た金利はどうするのか。20年も経ったものがもしまだいまだにあるのだったら、どういう処理になるのか。私は想像がつかないのですけれども、とにかく預かっていて、ものによっては24年間できていないものがあるという意味だと私は解釈しているのですけれども、24年前に見積書をつくってそれで発掘調査をするつもりだったのができていない。それでこのごろやるとしたとき、あるいはされたとしても、その処理ができていないからできていないと言われるけれども、そのときの帳簿が全部残ってちゃんとできるかといったら、私は理解に苦しむのですのですけれども、なぜかという原因者、いわゆる発注した人が倒産でいないとか、普通の場合はいいいのですよ、あるいは夜逃げしたとかいろんな問題があると思うのですよ、その間には。そういうものの処理をどうするのかということが聞きたい。私が聞いているのは裏面ですけども、そういうように解釈をいただきたい。

しかも、先ほども言いましたように、内部でも再三指摘をしていた。指摘をされていて何でやらないのかということだ、正直言って。これをほっておくというのは余計悪いのではないのか。そこがまた理解できません。だからそこを答えてほしい。開発業者、地権者、いわゆる起源者に、原因者に対して報告書がまだできていない方があるということですね。

その方に、それなら今日までどうしてきたのか。何もしないでぼーっとしておられるのか。そんなことはないだろう。むしろどうなったのかと質問もあると思うのですけれども、そのところがまたわからない。私は常識的には。5年、10年、15年経った人たちにこの報告書がまだ上がっていない、その連絡はどうなっているのか。中間的なことはどうなっているのか。決算もできていないということでしょう、お金が余った、足りないということもできていないと私は思うのですけれども、そこらあたりのご説明を願いたい。

何といっても、発掘調査の処理が毎年確認できていなかったということが、これはもう本当に大きな問題だと思うのです。確認はできなかったと、だけど会計監査があっても、私が思うにはもう不透明ですね。不透明というか、監査組織が器の中でやっておられるように思うのです。新聞を読みますと、私は知りませんが、町と町教委幹部2人が会計監査に入っているということで、ここの新聞に書いてあるけれども、町と町教委幹部2人が会計監査をしていたということなのです。それならうちの町の監査の人たちは全然関係ないのか。知っておられたのか知らなかったのか知らないけれども、そういう疑問も出てきます。そこらあたりがどうだったのかというようにお聞きしたい。

以上、お答えをいただきます。お願いします。

議長（秦 眞治君） 環境経済部長。

環境経済部長（米澤 博君） 竹内議員さんの再質問にお答えしたいと思います。

まず、1点目の米政策改革大綱による売れる米づくりの件でございますけれども、売れる米づくりを目指して、各地域に応じましたこうした戦略を展開していくということが重要であると考えております。低農薬、低化学肥料、いわゆる環境こだわり農業農産物の作付や、あと無農薬、有機栽培によります生産と、そういうようなこともございます。管内すべての水稻を環境こだわりで取り組まれておられるJAもあるというふうに聞いております。いずれにいたしましても、これからの農業者や農業者団体と地域が一体となった取り組みを展開していくことが必要であるというふうに考えております。

地域の農業は地域で守っていくというような部分で、効率的、安定的な農業を目指すと。具体的にどのようにされようとしているのかというようなことですが、平成15年度、昨年度には各集落におきまして農談会等を開催いたしまして、先ほどございましたそうしたアンケートの結果、そうした話し合いをしていただきまして、そうした中で集落営農で行うのか、あるいはまた認定農業者の方に集積をしていくのか、検討していただくことをお願いしているという状況でございます。いずれにいたしましても、生産者の意識の

転換による集落ぐるみの農産物生産、そうした取り組みが必要であるということでございますので、そうした仕組みができるように目指していきたいというふうに考えております。

それと、集落営農組織の法人化の件でございますけれども、いまだどれぐらいの方が集落にそういった動きをされておられるのかというようなことでございますけれども、旧野洲町におきましては、11集落で集落営農組織がございます。幾つかでは特定農業団体へのステップアップを目指されているという状況でございます。特定の農業団体につきましては、中主で虫生農業生産組合が認定されておられるという状況でございます。また、それに向けて準備されておられる集落が1集落あるということでございます。いずれにいたしましても、小麦とか麦作のそうした実施集落につきましては、中主町では17集落、野洲では25集落で実施をされておられるという状況でございますので、よろしく申し上げます。

また、まちの駅の関係でございますけれども、そうした場所あるいはまた予算、計画等についてのご質問でございますが、このまちの駅につきましては、平成17年度から検討委員会を立ち上げまして、現在のところ20年度には建設工事を計画していきたいというふうな計画、あくまでも現在こうした計画でございますけれども、こうした計画をさせてもらっております。場所につきましては、幾つか候補地があるわけでございますけれども、いずれにいたしましても、検討委員会等で十分検討をしていただいた上で決定させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

また、農産物の加工施設の件でございますが、これについても場所とかそうしたことについてお聞きをいただいたと思ひますが、加工品といたしましてはみそとかジャムとかケチャップとかパンとか、そうしたものを予定しているという状況でございます。市内におけますニーズの調査を実施いたしまして、収益性の分析などとあわせまして、これにつきましても準備会等で協議、あるいはまた検討をさせていただきながら決定をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。いずれにいたしましても、地元でとれましたそうした食材を利用するという原則によりまして、野菜等の増産等、新たな産地づくりというふうにも結び付けていきたいと考えております。建設の予定地につきましては、第二びわこ学園の入り口にございます市有地があるわけでございますけれども、そこで予定しておりまして、平成18年4月にオープンを目指して計画を進めているという状況でございますので、よろしくお願ひいたします。事業費といたしましては、概算で1億円程度ということで想定をさせてもらっております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（秦 眞治君） 教育部長。

教育部長（島村平治君） 竹内議員の再質問にお答えをさせていただきます。

この問題につきましては、重大な問題ということで責任を痛感しております。誠に申しわけございませんでした。

まず、5,900万円の留保ということでございますが、この発掘調査につきましては、まず原因者から委託を受けます。そうしたことから、その委託を受けた者を除きまして、委託契約書を交わしまして、そして現地調査に入るわけでございます。そして、ほとんどの大きな調査というのは現地調査の事業費に使用するものでございまして、その現地調査が終わりますと、そこで一旦変更契約ということで変更契約を交わして、そしてここにも残っております167件という数字につきましては、残った精算分の経費でございまして、ほとんど現地調査等は精算いたしまして原因者に返還というか、精算しているのが事実でございまして。そして、その後16年度でこの調査会を解散ということをして15年度でそれぞれ担当で計画いたしましたことから、本年度中には解散という方向を思っております。そうしたことから、今現在の職員側としてもこの167件の調査報告ができないということで、このうちでございますが、3,129万を専門業者に委託いたしまして、トレース作業、あるいは報告書の作成、実測等に努めている現状でございます。

そして、2点目の利息等でございますが、これについては契約書で交わしておりまして、その利息については対象外ということでお聞きしておりまして、こうした利息につきましては整理事務の職員の人事等に充てたものでございます。

それともう一つ、ご指摘を受けました各調査の今日までのそれぞれ原因者への報告でございますが、一部の原因者には報告をしておりますが、ほとんど報告ができていないような状態でございます。これについては職員の怠慢のような事実でございます。誠に申しわけございませんでした。

以上、竹内議員の再質問のお答えといたします。

議長（秦 眞治君） 竹内議員、どうですか。はい、どうぞ。

16番（竹内孝治君） ただいまご回答をいただきました。

農業問題につきましては、こちらから改めて要請して答えてもらったようなことで、本当にはじめの答えは、何か本当にまじめに答えてくれるのかな、どうかなと思うような消極的なことで、一般的なおりはこの貴重な時間を通じてお使いはいたしませんので、本

当に今現実に動いている、あるいは実態の生きているご答弁をお願いしたいと思います。  
私がお前に言いましたように、この実態、今現在このまちの置かれている農業の実態、  
わかっていただけたと思うのです。その中で回答をいただきました。もうこの回答と合わ  
せても、とてもすり合えるところがないのでございますけれども、これを突き合わせて、  
それならどうせいと言っても、正直言って余りできるような問題ではないかもしれませんが  
けれども、しかし本当にこのまちを挙げて何とかしていこうと、何とかしようという機運  
が盛り上がらなかったら、いつもこのような状態に私はなるのではないかと。

このまちは、先ほどから言いますように、市長もいつも言うように、山、川、林があり、  
このまちのきれいな環境が維持されている。このことを忘れてはならないと思います。そ  
のことがきのう環境で出ていましたけれども、この道を散歩したらきれいだなと、それは  
だれがするのだといったら、田んぼの道だったら田んぼをつくっている人がするのですよ。  
よそのボランティアがしてくれるわけではありません。農業者がするのです。その手だて  
はやはり町、国がしなかったらまちが補てんしてでも、せめて目にかかるようなきれいな  
道路を歩きたかったら、そのまちだけでも、周辺だけでも、補助金を出しても草刈りなり、  
清掃をするなり、そういうことをしない限り、これからまだまだ荒廃する田んぼが大きな  
まちの中で、田んぼの中で、要所の中でできると思うのです。だから、道周辺が美しくな  
るとかならないとかいう問題ではないのです。私が住まいしているのは大篠原ですけれど  
もう林になっているところが1町ほどあるのです。大笹原神社で皆さん方が古い神社とか  
お寺をお参りですけれども、あの付近に、村田の横にある山手の方では、1町ほどの面積  
がもう木が生えて林ができて、耕作できないような状態になっているのが実態です。本当  
にありがたい、感謝するのは村田製作所に来てもらってあの地域が今山になっていないと。  
もう感謝しているのですよ、私は、そういう意味では。そういうような実態です、国道か  
ら上は。それがぼつぼつ、国道8号線から新幹線の間にもそういう田んぼがぼつぼつ出て  
きたのですよ。1反、2反、3反と。そういう状況だから、私はああやこうやと言ってい  
る状況ではないだろうということを言っているのです、そういうことで、先ほどから言われ  
ていますように、いろんな担い手の問題や何やかやありますけれども、集落の皆さん方で  
やっていただく集落営農組織を法人化してでも何とかしていきたいとおっしゃいますけれ  
ども、集落営農なんて何ぼ考えても、先ほどの3反から1町までの人が70%、集団営農  
できませんわ、もう。50から70の人がやっておられます。50の人がもう20年した  
ら70ですわ。もう10年から20年したら恐らく百姓する人がないといっても過言では

ない。今の若い人がまた60、70になるやないかと言ったって、何もやっていないやつが知らないわけで絶対やりませんわ。やったって、10人いたって3人ほどですわ。2、3割だと私は思います。だからそういう意味からいって、少なくとも集落営農組織ももちろん考えて下さい。しかし、その他の費用的なことも考えないといけないと思うのです。

実は私、先ほど中島さんの方からいただきました。京都新聞にこんなのが載っていたそうですけれども、もう政府の方では農水省が農業分野への新規参入を促進するため、株式会社がリース方式で農地を利用してもよろしいよと、解禁するよという方針を固めたという新聞が、これは16年12月3日の新聞ですけれども、そういうことが報道されております。これはこれからもちろん国会に諮られて、関連法案が決められてからしか決まりませんけれども、こんなのは決まりませんが、そう思いますけれども、そういう機運にまでなっているのです。違う団体からこういう圧力がかってきて、政府がこういう動きをしないとイケないというふうになるわけです。サントリーとかああいう農業分野に入りたいという企業あたりが押してくると、そういうことも考えましょうと。もう本当に機運が変わってきているのです。これは農水省がそういうことを解禁すると、全国的に解禁するという方針を固めたということです。そういうことも言われております。ですから、集落営農だけでできない面についてはどうするのかということもやはり考えておいていただきたい、そのように思います。そういうことで、うまくまとまりませんが、全体的に総合的に解釈して、よろしくご理解のほどをお願いしたいと思います。

次に、埋蔵文化財の方でございますけれども、お答えをいただきましたけれども、本当に今聞いたところでは現地調査費のことについては全部終わっているのだと。残っているのは書類だけだということでございますけれども、それで本当に解釈していただけるのかどうか。そこら辺が私は疑問ですわ。終わったときに、もう今現地で使った金は終わっているからもういいのだと言っておられるけれども、終わりましたわと15年経って持っていて、ありがとうございます、ご苦労さんでしたと処理していただけるのか、そこら辺の処理をどうされるのか私は心配です。そういうこともやっぱり頭に置いておいていただきたいと思いますし、ちょっと聞き落としたのかどうかわかりませんが、いろんな形で見直していただかないといけないと思いますけれども、まだまだこれ以外に関連がありますので、整理しておいていただきたいのは、これから行われる発掘調査について、両町が一緒になりましたので、私の聞くところでは統一性がない。例えば人夫賃にしても、手間賃にしても、あるいは入札方式にしても、恐らくその処理の仕方も変わってくると思

うのです。そういうものの統制がないので、今シルバーも一緒になって仕事を、たまたま右岸線の事業でうちのまちでされておりました、この8月に人が足りないので老人会ちょっと人を集めてくれと、発掘ができないのでしてくれと言われて、私は老人会の会長をしていますので、そういう要請を受けて人夫の派遣もしましたけれども、中主から来る人と野洲から来る人の値が違うと聞いて、えーと、それはえらいことだなと思ったのですけれども、その処理をどうされたかは私は知りません。知りませんけれども、今現在は合併をしていますので恐らく統一されたと思いますけれども、こういうじじくさいことがあったので、出発したはじめのときからはすかんとしておいてほしい。たまたま私はそういうものにも関わりましたので、この他にもいろんな、こういうものが出たからかどうかわかりませんが、この埋蔵文化財調査の関係のこのことにつきましては、不透明な、投書というんですか、わしに、ああ言え、こう言えというようなことも入ってまいっております。しかし、それはここでするものでもございませんのでしませんけれども、そこらあたりもひとつよろしく、わかることがあったら含んでおいていただきたい。そのように思います。何といたしても、専門的な業務でございますので、私どもは本当に一步入って確認するということができません。しにくい面がありますので、一般的には落ち度があってというか、目が届かないでこういうところで問題視されなかった面もあるのではないかと思うのです。一番問題なのは、監査の方法が私は問題があると思うのです。監査の構成というのですか、その面について私は構図というのかされる方が、上手に言えませんが、最終的には教育委員会が、言葉が悪いけど一つになっている監査だと。丸抱えというのですかね。えらい人たどったら教育長だと。させている者も何や教育長と違うのかということになって、何かそのあたりが解せないような面があります。例えば議員から監査に加わるとか、何か報告を受けて町の、ただ町は報告を受けてその報告書に基づいて注意をすとか何か、文書を出すというのか、実際何も手を着けていないようでございますので、そこらあたりが私は不思議でなりません。もう3問目ですのでお答えがいただけませんので、そういう監査の方法についても本当にもう一遍再検討されて、違う組織の方が入ってもらうような形をお願いしておきたいと思います。

以上、よろしく申し上げます。

議長（秦 眞治君） 教育部長。

教育部長（島村平治君） 竹内議員の再々質問にお答えいたします。

先ほども教育長が答弁いたしましたように、この調査会につきましては16年度末をも

って終了いたします。そして、現在16年度からは一般会計で処理をしておりますので、市の監査で監査いただくように今年度からなっておりますので、よろしく願いいたします。

そして、今年から教育長も答弁いたしましたように、報告書につきましては一部業者委託しながら今年度中に報告書を作成いたしましたして、原因者に報告をすることでございますので、その点よろしく願いしたいと思います。

そして、今後の調査でございますが、現地調査を含めまして、やはり業者委託、なかなか職員等に対応できない分については、部分的な委託も進めながら埋蔵文化財調査を円滑に進めていきたいと思っておりますので、ご理解、ご協力をいただきたいと思います。

答弁といたします。

議長（秦 眞治君） 次に、通告第13号、第29番 野並享子君。

29番（野並享子君） 大きく4点にわたって質問いたします。

まず第1点目、幼児教育の幼稚園の定数について、来年度から三上、野洲、篠原幼稚園で3年制が導入されます。幼稚園は文科省の管轄、保育園は厚労省の管轄、しかし子どもは文科省、厚労省の関係はありません。にも関わらず、幼児教育をする幼稚園、保育園に定数に開きがあります。幼稚園では4、5歳児は35人、保育園では30人定数、3歳児の幼稚園では25人、保育園は20人です。旧中主町では、幼稚園の3年制を導入したときに、3歳児の定数を20人にされました。この現状を前提にして、以下のことを質問いたします。

まず1点目、来年度から実施される幼稚園の3年制は、旧中主町と同様の20人定員とすべきですが、見解を求めます。

2点目、4、5歳児の定数も保育園並みに30人にすべきと考えますが、見解をお尋ねいたします。

2つ目に、預かり保育についてお尋ねいたします。

合併間に三上幼稚園で預かり保育をすると発言され、また断念することが発言されました。三上保育園の存続も含め、幼児教育を今後どのように考えておられるのかお尋ねいたします。また、同じまちで制度の違う状況が続くことは不公平な行政であります。今後野洲市における預かり保育をどのように考えておられるのかお尋ねいたします。

2点目、学童保育についてお尋ねいたします。

公設公営は合併前から問題にしておりましたが、新市になってから検討するという答弁で

した。旧中主町では社協委託ですが、旧野洲町は保護者会運営です。野洲や北野では児童の数も80人を超え、扱う金額も1,000万円を超え、約1,800万円という状況になっています。ボランティア的な保護者会運営では大変だということが出されていました。指導員の社会保険の事務費は補助金で出され、障害児の受け入れのための加算なども講じてこられました。しかし、旧野洲町で全学区の5学区に学童保育所ができる中で、指導員の身分保障も違いが出てきています。両親が安心して働けるサポートが学童保育です。また、現在少子化の中、異年齢集団で子どもの発達の保障をし、遊びを通じてルールやけんかの仲裁や弱者についてのいたわりなど、昔あった子ども集団を備えているのが学童保育所であり、それを支えているのが指導員です。この学童保育所が保護者会運営の域を超えていることは、行政も重々ご承知のことと思います。このことを前提に以下のことを質問いたします。

第1点目、公営のための検討はどのようになっているのでしょうか。

第2点目、補正予算で祇王の学童保育所は建設され、来年度から独立施設になり、教室を利用している学童は三上だけになります。三上学童保育所も、最近障害者用のトイレは整備されましたが、遊びのスペースがありません。今後独立した施設が必要と思いますが、計画をお聞きいたします。

第3点目、中主の学童保育所も希望する子どもが入れない状況となっています。増築が必要ですが、見解を求めます。

次に、中学校給食についてお尋ねいたします。

合併で大きな問題になっていたのが中学校給食を野洲でもするのか、中主をやめるのかでした。合併協議会で特例債を使って給食センターの建て替えを行い実施するとなっていました。しかし、野洲町では自校方式の中学校給食の請願も出されましたが、継続審議になりました。また、議会の一般質問でも地産地消を進めるためには大規模な給食センターではだめだということも議論になっていました。以上の点を踏まえ以下のことを質問いたします。

第1点目、9月議会で合併後見識者などを入れて検討委員会を立ち上げると言われていましたが、どのような状況になっているのでしょうか。

第2点目、文科省も中学校給食は単に栄養補給という観点ではなく、地域の産物を取り入れて、その地域の産業、文化に関心を持たせたり、社会とか理科での関連教材を学校給食を通じて指導を行うことは、食に関する生きた教材であり、非常に重要であり、すべて

の学校で実施されるよう理解を促していきたいと発言されています。この観点から、野洲市ではどのような方向を持っておられるのでしょうか。お尋ねいたします。

第3点目、新市で特例債を使って給食センターの建て替えが出されていましたが、特例債を使って自校方式の給食を行うための設備として使うことは考えられないのでしょうか。

4点目に、ごみの問題についてお尋ねをいたします。

県が志賀町に産廃と一般廃棄物の処理施設の建設を計画しています。この県の計画に対し、旧野洲町も含め湖南地域の一般廃棄物も投入することが計画されています。湖南地域も含めた行政内部では検討会も持たれ、そのときに出された資料をもとに、平成16年度志賀町の住民説明会が行われています。行政内部の検討会では、野洲郡として平成21年度から志賀町の施設を利用することも話されています。このことを前提にして以下のことを質問いたします。

まず第1点目、野洲市としてごみ問題をどのように考えておられるのでしょうか。

第2点目、中越地震でも明らかなように、各市町村で焼却できないときには隣町も含め対応しており、一極集中のごみ処理では災害時は麻痺することが明らかになったのではないのでしょうか。この点をどのように教訓とされているのでしょうか。

第3点目、ごみを焼却する時代から資源として利用する時代になってきたと考えますが、この方向からすると、県が建設予定の志賀町へのごみ投入は焼却する時代への逆戻りではないのでしょうか。

以上、質問いたします。

議長（秦 眞治君） 教育長。

教育長（大堀義治君） 野並議員の2つのご質問にお答えします。1つが幼児教育、それからもう一つが中学校給食でございます。

まず、幼児教育についてお答えをいたします。幼稚園の1学級当たりの人数についてでございますが、3歳児の1クラスの人数は25人としておりますが、21人以上になりますと副担任を配置いたします。2人で授業をすると、こういうことです。それから、中主幼稚園の場合も21人から25人は副担任を配置して2人で指導する、こういうことでございます。結果的には同じになる。表現が違うのですね。20人定員とか25人と言っていますけれども、結果的には26人になりますと2つに分けなければいけませんということなのです。結果的には同じです。4、5歳児につきましては、保育園は30人を基準にしている。これは保育時間が違うといいますが、幼稚園は保育時間が短いわけですが、現

行どおり35名といたします。

次に、預かり保育についてでございますが、三上幼稚園では平成17年度は預かり保育は行いませんけれども、今後の課題といたしまして、地域の保護者のご意見を踏まえまして、野洲市乳幼児保育のあり方検討委員会、これを立ち上げておりますけれども、そこで検討をしていくと。今後は幼稚園機能と保育園機能を考え合わせて、就学前教育としての充実を図っていく所存でございます。

同じ市で制度が違っていると、こういうようなご質問でございますが、現在のところ、市立の保育園を存続している地域、ということは旧野洲町の5つの学区にあります幼稚園、その近くには保育園が皆あるわけですね。そういう両方ある地域では、幼稚園の預かり保育は実施しておりません。先のご質問と同様に、将来を視野に入れまして協議を重ね、預かり保育を含め、同一体制にしていくことが肝要であります。もう少し時間の必要な課題であると考えております。学区によりましては、園児数の減少しているところがございます、預かり保育を視野に入れて、幼稚園、保育園の弾力的な運営を検討していかなければならないと、このように考えています。具体的には、中主幼稚園の預かり保育も踏まえた上で、先ほど申し上げました野洲市乳幼児保育のあり方検討委員会におきまして取り上げていきたいと考えております。乳幼児教育につきましては、以上お答えといたします。

続きまして、中学校給食についてお答えをいたします。野洲市中学校におけるよりよい学校給食の実現に向けまして、その組織及び運営について検討することを目的に、学校給食検討委員会設置要綱を設けまして、学校の教職員代表者、農業生産者、地域並びに保護者代表等で組織をして協議を重ねてまいります。

次に、地産地消や食育についての第2点目のご質問にお答えをします。近年、一人で食事をする習慣を持つ子どもや朝食をとらない子どもが増加するなど、子どもたちの食習慣、食生活に大きな変化が見られるようになりました。これらは栄養面にとどまらず、子どもたちの生きる力そのものにも深刻な影響を与えています。このため、野並議員のご指摘のとおり、学校における食育の重要性が認識されるようになってまいりました。給食は学校における食育の中心をなすものでありまして、生涯にわたる食生活習慣形成に重要な時期である中学校におきまして、給食を実施する意義は大きい、ということでございます。そこで、中学校給食実施に向けまして、食育の観点や地産地消の観点を取り入れた実施方法を検討しながら、協議を進めてまいります。

第3点目の特例債を使つての給食センター建て替えについてでございますけれども、両

町の合併に伴う将来のまちづくりの建設計画の中で、両町とも施設の老朽化が進んでいくことや狭隘であるというようなことから、給食センター施設の充実を図ることを検討し、合併特例債を使った給食センターの新築計画を提唱しているものであります。したがって、自校方式は考えておりませんので、ご理解賜りますようによろしくお願い申し上げます。

以上、お答えといたします。

議長（秦 眞治君） 市民健康福祉部長。

市民健康福祉部長（竹澤良子君） 続きまして、野並議員の2点目の学童保育所についての3点のご質問にお答えをいたします。

まず第1点目の公営のための検討はどのようになっているのかについてですが、現在、ご質問のとおり、旧野洲町におきましては保護者会に、旧中主町においては社会福祉協議会に運営委託をしております。来年の4月からは運営方法を一本化しまして、委託先として野洲市社会福祉協議会を考えており、社会福祉協議会にこのことを申し入れしております。社会福祉協議会におきましては、今月15日に開催される理事会においてこのことを提案するという返答をいただいております。

次に、2点目の三上学童保育所の独立した施設の計画についてお答えをいたします。三上小学校の現在の児童数210名ですが、この児童数はそのまま推移すると見込んでおきまして、当分の間は空き教室を利用し運営をしていきたいと考えております。なお、障害者用トイレにつきましては、ご質問のとおり男子は整備済みであり、女子につきましては10月に整備をいたしました。遊びのスペースも1人当たりの面積に換算しますと3.75平方メートルで、平均的なスペースと考えております。

次に、第3点目の中主の学童保育所増築の必要性についての見解であります。中主学童保育所の定員はおおむね50人としておきまして、12月現在の入所児童数は42人となっております。夏休み中、一時的に定員を超えましたが、現在は解消をしておりますので、現状の施設で運営をしていきたいと考えております。

以上、お答えといたします。

議長（秦 眞治君） 環境経済部長。

環境経済部長（米澤 博君） それでは、4点目の野並議員のごみ問題についての一般質問にお答えをさせていただきます。

まずはじめに、財団法人滋賀県環境事業公社が、志賀町栗原地先に計画されておられます県南部広域処理システム施設の整備につきましては、現在公社において学識経験者、住

民代表の方などからなる県南部広域処理システム施設整備計画委員会を設置され、さまざまな検討、議論がなされております。また、現在広域処理システム整備計画関係市町村等協議会におきましても、協議を行っているところでございます。

今後、将来のごみ質、量の動向を踏まえた上で慎重に判断する時期が来ると認識しておりまして、計画の進捗に合わせまして、市町等の意向が再確認されるものと考えております。

次に、第1点目の野洲市のごみ問題についての考え方ではありますが、現在のごみ処理計画については、平成15年3月に旧野洲郡行政事務組合で調整をいたしました。一般廃棄物ごみ処理基本計画を策定しております。この中で、適正処理の推進、生活環境の保全、資源化と有効利用の促進、処理施設の近代化、高度化、住民の啓発、経済的で効率のよいごみ処理体系の確立を基本方針といたしまして、ごみ適正処理の推進を図っているところでございます。

第2点目の中越地震等の災害時の廃棄物処理の教訓に関してでございますが、廃棄物処理も災害発生時にはライフラインの一つとして、その適正処理が非常に重要な要素となっております。このため、災害発生時には各自治体間の広域的な廃棄物処理の応援体制の確立が重要であると考えております。県内におきましては、現在こうした体制は確立されておられませんけれども、今後県内の市町村をはじめ、隣接する府県におきましても相互に対応できるような支援、処理体制の確立、あるいはまた危機管理体制の充実と共に、災害に強い施設整備を図っていかねばならないと考えております。

続きまして、第3点目の志賀町の県広域処理システム施設が焼却時代への逆戻りではないのかのご質問についてであります。この施設計画の目的といたしまして、資源循環に向けた処理体系により、環境負荷の徹底した低減、ごみの再生利用、リサイクルの推進、及び焼却時の廃熱利用が可能な施設として計画されておりますので、焼却時代への逆戻りにはならないと考えております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（秦 眞治君） 野並議員、どうですか。はい、どうぞ。

29番（野並享子君） まず、第1点目の幼児教育の問題ですが、現在定数に関しまして、副担任をしているから同じだということをおっしゃいましたが、これはやはり全然観点的に、2人の目があるから充実しているというような状況をとらえておられるのだと思うのですが、しかし子どもの人数を1つの部屋で20数人がいるというのと、それが15

人とか人数が少なくいるというのでは、全然先生の行き届く目が、一人ひとりを視野に入れて見られますから、それは全然違うのです。2人いたら同じ子を2人の先生が見ているかもわかりませんね。半分ずつこの先生が11人見て、この先生が10人見ているなんて、そういう見方はできません。

そういう意味では、副担任にしたから同じようなものだということをおっしゃるのだったら、定数を20人という形で中主と同様の保育体制にするというのが、私は答弁としてはそっちの方がすんなりと入る。同じ2人先生を雇うというのなら、そうすればいいと思うのです。教室が足りないのかなと思いましたがけれども、教室はありますよね。野洲の幼稚園も3教室増築されるのですから、そういうことを考えますと、3歳児の来年の入所予定、野洲、篠原、三上、いったい何人を予定されているのか。まずそれをお尋ねしたいと思います。

野洲なんかは20人以上になると思うのですけれども、それだったら2クラス、3クラスの増築しましたよね。3クラス増築したのだから2クラスになってもいけるわけです。ですから、同じ先生を2人雇うというのであるならば、そういう形ができると思いますので、とにかく予定人数をお知らせ下さい。それと、18年度実施予定とされている北野、祇王についても大体どのぐらいの子ども数になるのか、その数を示していただきたいと思います。

3歳児というのは、まだまだ大変な年齢です。2年制になったときに、4歳児を受け入れたときに、保護者の方がもう先生が大変よと、2列で並ばすことにも大変、もうあっちこっちに行くし、とにかく子どもがじっとしていないから大変と迎えに行かれたお母さんが言っておられたのです。3歳ならばもうひとつ大変だろうと思います。

そういう意味で、やはり少ない人数でやっていくということは非常に重要な部分だと、せめて保育園並みにするというのは、これは最低限度必要だと思うので、まず予定人数だけ。

それと、今年度の補正、また来年度で建設されようとしている北野と祇王の増築されるクラス、これは私が求めている20人、また30人の定数になっても対応できるような施設として増築計画が出されているのかということをお尋ねいたします。

それと、9月議会で私は発言をして、三上の保育園を老朽化で廃園にするというのではなくて、8号線よりも湖側に三上の保育園を建設すべきだという、三上になるのか何になるのか、とにかくもう一つ保育園を8号線より湖側で建設すべきだということを言ったの

ですが、しかし今の話を聞いていますと、何かまたぞろ幼稚園で預かり保育をするような話みたいに聞こえるのですが、これは私は無理だということを使ったと思うのです。預かり保育が3歳、4歳、5歳が同じ1部屋では、預かり保育はできないということを使ったと思うのですが、そういう部分はこの乳幼児保育のあり方研究会ではどのような認識になっているのか。この点をちょっとお尋ねしたいと思うのです。現在、旧中主町における預かり保育、100名ぐらいおられるということを知っているのですが、8月の時点の調査を質問したときに、4時までの人が70人、5時までの人が40人、6時までの人が2人、その日、その日によって違うので、今日はということでおっしゃっていたのが、4時までの人が12人、5時までの人が26人、6時までの人が51人で、今日は89人ですということを知り先生がおっしゃっていました。こういう形で大体3分の1が預かり保育になっている。3つの教室で行われているということなのですが、多分3歳、4歳、5歳と年齢別に分けておられると思うのです。そうすると、預かり保育の3歳児は何人預かって、1つの教室の中に、4歳児は何人、5歳児は何人、保育をされておられるのでしょうか。6時までいる子や4時で帰る子もあると思うのですが、幼稚園は大体1時ぐらいで終わりますよね。そうすると、1時から残りの時間の方が午前中の保育をしていた時間よりも長いのです、6時までいる子としたら。そういうことを考えますと、当然ここにも言ってみたら定数、保育園での預かり保育は中主は3歳児は20人でしておられるのですからね。当然預かり保育も20人で午後もやってやらないと、私は子どもにストレスがかかると思うのです。そういう部分の今人数はどうなっているのか、部屋がどういうふうになっているのか、先生が何人ついておられるのか。これが非常に預かり保育を考えるときに重要な問題だなということをおもいますので、その点を再質問いたします。

今後野洲市でもその預かり保育を、中主の預かり保育も含めて検討ということをおっしゃっていますので、今の中主の預かり保育の現状認識を私はきちっとしていただきたいという思いでこの質問をいたしております。

次に、学童保育所の問題ですが、12月15日に理事者に社協委託を提案するというところでございますが、この中でいろいろと問題が協議をされてきたと思うのです。上にも書いていますように、一番支えているのが指導員、この指導員がやっぱり子どもとの一番の接点ですので、本当にやる気を起こして子どもの発達を保障していくといういい指導員を確保しようと思えば、きちっとした身分保障をしていかないといけないと思うのですが、この問題ではいったいどういう話になっているのでしょうか。この点をお尋ねいたします。

それと、三上の学童保育ですが、当分は空き教室ということをおっしゃいましたが、建設をしていくという計画はされていないのでしょうか。今後の部分も含めてお尋ねをしたいのです。三上で起こっているのか起こっていないのかわからないのですが、野洲が今空き教室を使ってやっていますね。一つは独立した施設で、もう一つは空き教室を使ってやっているのですが、子どもたちがもう廊下やらあちこちとにかく自分ら使っている教室の上もあるので、あちこち走り回る。指導員が校長先生からしょっちゅう呼び出しをかけられるという、学校との共存という中ではなかなか子どもらにここだけというのが難しいなという思いがするのです。階段で2階、3階上がれますからね。そういう意味において、三上の空き教室で本当に子どもらがきちとした放課後を過ごすことができているのだろうか、やっぱり三上だけがちゃんとした独立施設がないということで、これはぜひ建設をしてほしいので、計画的な年次計画が必要だと思うので、その問題をちょっとお尋ねしたいのです。

それと、社協委託の中で問題になるのか、それとも現在でも問題なのですが、夏休みの夏季学童ですね。今言われた中主で夏休みオーバーになったが現在は解消していると。そのオーバーになったときに、もうあなたは受け入れることができないということで待機者が出たのです。中主はそうかもわかりません。しかし野洲では、野洲も北野ももう今定員いっぱいなのです。野洲が現在で102人、北野が78人、ですから夏季学童を受け入れないということになっているのです。夏休みだけ来たいという子をご遠慮して、もう施設に入れませんということで、今北野は増築がされていますし、野洲も空き教室を使って2つになりましたけれども、中主で定員50人とおっしゃいましたでしょう。そうすると、野洲なんかは今102人ですから、通常でも定員いっぱいなのです。夏季学童、夏休みだけというような子どもなんて受け入れられない。北野もそういう状況ですね。北野は増築して若干受け入れられるかもわかりませんが、そういうような状況になっていますので、そうすると、やっぱり不公平といいたいでしょうか、野洲や北野に住んでいる共働きの家庭の子ども、夏休みだけ預けたいと思われる方は預けられないという現状がこのところで起こってくるのですが、この問題はどのようなふうな形で解決をされていかれるのか、お尋ねいたします。

中学校給食につきまして、要綱を設けたということですが、これはいつから検討会をされるのでしょうか。もう既にされているのでしょうか。どういう内容になっているのでしょうか。一週間に一遍ぐらい検討会をされているのか、されるのか。そういったもう少し

具体的な内容をご答弁お願いいたします。

以前、教育委員会の答弁で選択制の問題をおっしゃった。彦根のやり方、弁当を持ってこられない人はお弁当屋さんから注文する選択制の部分をおっしゃった。そういうのは、そんなのでは完全給食にはならない。それはやはりお弁当を今でも隠して食べなければならないような子どもがいる。今本当に貧富の差が広がっているのです。そういう中で、お弁当のおかずの内容が開いてくるのです。隠して食べないといけないような子どもが今現在存在しているというようなそういう状況の中で、やはりきちっとした完全給食が必要ですので、そういう意味での検討も、どういう形をされているのだろうなという部分と、それと一番最後に言われましたセンターの新築計画をする、これは特例債を使ってやるというふうなことをおっしゃいましたが、そうすると、この中で地産地消の部分と相反する部分が出てきます。いったい何食のセンターの建設をされようとするのか。地産地消を進めようと思えば1,300食ぐらいが、今ちょうど中主の規模ぐらいですね。中主の規模ぐらいは本当に手づくりを導入しようと思ったらできる。だから中主の給食はおいしいというのは、赴任された先生がおっしゃっているのですから、それはもう本当だと思うのです。だからそういうおいしい給食をつくれれば残滓もないし、そのぐらいの規模ならば地元の野菜やいろんな物を導入していくことも可能というのが大体の規模なのです。そういう意味においてどういう思いを持っておられるのかというのが全くわかりません。野洲も中主も老朽化というのだったら、もうそれこそ大きな、以前言われた6,000食ぐらいの給食センターとか、そういうふうな大きな発想になってしまいます。本当に子どもの食を考えて、この2点目で言っています文部科学省が言っている食育の関係、栄養補給だけではなくて、地元の野菜とか産業とか文化とか、そういうのを自分らで理科の勉強とか体験学習とか、いろんな形で学習をしながら食を感じるという、それをきちっと教育として今すべきだと言って、文科省が言われていますから、食を教育として本当に野洲市の教育委員会が位置付けようとしているのかどうか。ここが私は本当に基本だと思うのです。今、そういう意味で11月16日に私も政府交渉に参加をして、文部科学省には行っていませんけれども、文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課の山下係長が、稲枝中学校の給食を廃止して、彦根が選択方式、そういうことに対して非常に正直言って残念だと。ぜひ今後とも教育委員会等に給食の重要性ということで理解を促していきたいということをおっしゃっているのです。稲枝は自校方式でやっておられる給食なのです。それを廃止するというのは残念だとおっしゃっているのです。文科省のトップの方でもそういうこ

とおっしゃっている。望んでおられるのはやっぱり自校方式なのです。本当に食育を進めていこうと思ったら自校方式がベストという意味において、全面的に自校方式は考えていないということで一刀両断のごとく切って捨てられた。文科省の言われている教育方針と野洲市の教育方針はかなりのずれがあるのではないかと、今お聞きして思ったのですが、教育委員会として食の教育をどう考えておられるのか。文科省の言われることを実行していくのではないだろうかというのと、市長の施政方針で経済の部分では地産地消ということを中心にかなりのペースで発言されておられます。これをやはり進めていこうと思えば、本当に最適なのは自校方式だと思います。センターであっても、本当に規模を小さくしないとできないという現状を教育委員会はどう認識するのか。その点をお尋ねいたします。

次、ごみの問題ですが、県が行っています広域処理システム整備計画関係市等協議会次第というのが議事録としてあるのですが、平成13年11月28日のこの会議におきまして、このとき出席を野洲町としては環境政策課長、そして中主町では住民課の課長、米澤さんがご出席されているのですが、そのときの議事録のメモの中にそれぞれのまちの今後のどういうふうな形で利用するのかという担当レベルの考え方を尋ねられている中で、野洲郡として現有施設は平成21年までであり、その後55から80トンで活用したい。資源化施設についても平成20年から22年、15から20トンで活用したい。これは日量ですね。こういうことをおっしゃって、草津はこう、栗東はこう、守山はこう、大津はこれだけというふうな話があるのですが、そういう中で湖南の地域360トン、大津市、志賀の170トンを合わせると500トンを超えるということで、この規模ぐらいを検討していくというのがベースになっているのです。これがベースになって、その後平成15年10月10日の部分でもいろいろ資料が、こういうふうな形でという資料が渡されているのです。広域処理システム整備計画関係市町村等協議会次第というところで。これは内部で検討されている話なのですが、しかし、平成16年度、この間地元で志賀町住民との意見交換会ということが行われまして、この意見交換会の中のいろんな図は全部内部で検討されていたものがそっくりそのまま説明会の資料として印刷されているのです。ですから、内部で検討していたという内容を地元説明に使われている、内部のベースになっての上ですから、非常に野洲郡としては発言をされたと思うのですが、これは重要な部分が含まれていると思います。今、計画段階で今後そういうふうな対応を求められるということをおっしゃいましたが、野洲として本当にごみの問題を地方自治体の責務だと思いますから、それぞれのまちで処理をしていくというのは当然だと思うのです。そういう中において志

賀町に建設されるとうろにごみを持っていくという、そういうふうなことでは私は行政の責任は果たせないと思います。

それと、先ほど言いました地震の部分で私もちょっと気になったので、新潟県の長岡市に電話をさせていただきました。ごみの問題どうされたのでしょうかとお聞きしましたら、とりあえず一時に出たので2カ所に至急に置き場をつくっていると。しかも、7月に水害があったので、もう間際まで水害の後始末でフル回転をされていて、そういうような状況であったと。三条市は、もうその水害のときに近隣の市町村のごみを預かって処理されていた。そして今度は自分のところの地震ですから、もう大変な状況になっているということで、けれどもそういう意味では、それぞれのまちに焼却施設があるから、長岡市は2カ所あると言っておられました。ですから、それぞれのまちにあるから何とかそういう対応ができる。それを志賀町の一極集中では、これはもう全くナンセンス。これからの時代にも逆行するという意味において、やはりきちっと行政として今後施設の近代化、効率化ということは野洲市として検討し、やっていかなければならないという思いをしているのですが、その意味で、行政事務組合としてから野洲市の直営になりましたので、今後野洲のごみの焼却、そしてまた資源化ということに対してどういう考えでおられるのか。

今、最後に県のつくられるのはリサイクル、廃熱利用を考えた施設で十分いい施設だというふうなことをおっしゃいますが、私はこれはそんないい施設というふうなものではないと思いますわ。いろいろとあちこちで問題になっているような、そういう施設でもありますので、産業廃棄物も全部処理をするという施設ですから、家庭の生ごみだけではありません。全部の、何が含まれているかわからないというものも一挙に集めて処理をするという施設です。それで、ごみが足りないから湖南のごみまで入れようという、とにかく大きな施設をつくるためにごみが必要とされているという状況の中ですので、こういうふうなところに私は野洲は乗ってはいけないという思いをしていますので、どういうお考えかお尋ねしたいと思います。

それと、この間の資源化にどのぐらい、ごみを資源として活用をされていていつているのか。何割ぐらい今までごみとされていたものを資源化されていつたのか。今後、それをもっとさらに何割まで資源化をしていくのか。そういう、今やごみは資源だということになっていますので、その点を、どういう方向を持っておられるのかお尋ねしたいと思います。

議長（秦 眞治君） 暫時休憩をいたします。15分から。

（午後3時00分 休憩）

(午後3時15分 再開)

議長(秦 眞治君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

教育長。

教育長(大堀義治君) 野並議員の再質問にお答えをいたします。

1つ目は幼稚園教育でございますが、まず定数に関わりまして、20人と25人の違いのお話でございました。もう一度繰り返して申し上げますと、21人を超えますと中主幼稚園も野洲の方もTTといいですか、1人教員がふえまして2人で指導をする。そして、21、22、23、24、25までいきます。そして26になりますとクラスを分けると。2学級になると、こういうことでございます。そういうことでございますから実質は同じだということなのですが、定員といいですか、それを統一したらどうか、20人にしたらどうかと、こういうことでございますが、検討させていただきます。

それから2つ目、今希望している3歳児の人数、これを申し上げます。まず、野洲は55人です。それから三上が12名、篠原が8名、これが3歳児の希望でございます。それから、北野、祇王、これは予想でございますが、申し込みをとっていませんから、北野は4歳児、5歳児の就園率から考えまして予想されるのが50、それから祇王が42と見ています。

それから、3歳児、4歳児、5歳児、いずれも幼稚園の子どもたちは並ばせるのも大変だと、これはもうよくわかります。小学校の1年生でも、運動会ぐらいまでが並ぶのはなかなか大変でございますから、よくよくわかります。わかりますが、保育園並みにせよと、こここのところの考え方でございますが、保育園は一日子どもたちを預かっている。そういう長時間にわたっての保育をしなければいけない。そうすると、子どもたちがやっぱり疲れます。したがって、大勢の子どもたちでありますと、なかなか指導が行き届くのが大変でございます。ところが、幼稚園は基本的には4時間なのです。4時間の教育をやるということになっておりまして、また預かり保育をやるとか、それはまた別にしまして、そういうようなことから定員が若干違うということが、これはやむを得ないのではないかなど、こんなことを思います。

それから、北野、祇王幼稚園の受け入れの体制、大丈夫ですかということなのですが、増築計画はもちろん大丈夫であるということで、きのうも部長の方が説明をしております。

それから、三上の方、8号線より湖側に保育園をもう一つどうなのかということですが、これは検討の課題であろうというふうに思います。これは市民健康福祉部とも

相談をしていかなければいけない、こういうことであろうと思います。

それから、中主幼稚園の預かり保育の状況を申し上げます。3歳児は24名、4歳児が32名、5歳児が32名というふうにして、午後保育園とよく似た状況で預かっている。指導は正職員と臨時の職員2人であっていると。それぞれ年齢に応じまして部屋を3つに分けて3室で預かっている。こういうようなことでございます。

それから、今度は中学校給食についてでございますが、いつから検討会を立ち上げるのかと、こういうことで準備はできているのですが、今もう学校、あるいはPTA、中学生代表が決まってきました。ただ、農業生産、農協の方とか、そこら辺のお返事がまだいただけていないというようなことで、できるだけ早く検討委員会をできるように準備を今進めております。

それから、選択制の話が出ましたけれども、これはもう考えておりません。

それから、センター方式と自校方式の関係でございますが、地産地消がやりにくいのではないかというようなご指摘でございますが、これは市長がおっしゃっていますように、みんなが知恵を出し合って何とか乗り切っていきたい、こんなことも思います。それから食育、これも自校方式でないとできないのと違うかと、こういうようなことでございますけれども、センター方式でも食育は私は可能であると、このように考えております。

以上、野並議員のご質問のお答えといたします。

議長（秦 眞治君） 市民健康福祉部長。

市民健康福祉部長（竹澤良子君） 野並議員の学童保育所の再度の3点のご質問にお答えをいたします。

まず第1点目に社会福祉協議会に委託した場合の指導員の身分の問題でございますが、野並議員がおっしゃるとおり指導員の質の確保というのは、これは大変重要な点でございます。この点につきましては、先ほど申し上げましたように、今後雇用主体が社会福祉協議会になりますので、その点社会福祉協議会と詰めていきたいというふうに考えております。

それから、2点目の三上の学童保育所の建設計画、計画的な年次というご質問でございますが、現在三上小学校の方も2教室をお借りしております。将来的に障害児学級のクラスが要るというようなことも聞いておりますので、この点については今後計画的に建設の必要があるというふうに認識をしておりますが、いつやるかということについては、まだ教育委員会とも詰めておりませんので、今後の検討課題としたいと思っております。

それから、3点目ですけれども、夏休みに一時的に学童保育を利用する児童がふえた場合の件でございますけれども、この件につきましてはそれぞれの学童保育所のいろいろな事情がございますけれども、夏休み期間中の空き教室を利用するというふうな形で運用をしていきたいというふうに思っております。当然、常時利用する子どもの数がオーバーするという現実がありましたら、これはまた各学童保育所を増設するというような形で、従来旧野洲町がとってきたような対応でいきたいというふうに思っております。

以上、お答えといたします。

議長（秦 眞治君） 環境経済部長。

環境経済部長（米澤 博君） それでは、野並議員さんの再質問にお答えさせていただきます。

ごみの問題でございますけれども、まず県の環境事業公社並びに県の方が志賀町の住民説明会の中で、本市のごみの量等も含めた説明をされているというような話であったと思っておりますけれども、行政で組織されております広域処理システム検討委員会、協議会ですけれども、それにつきましてはあくまでも参加と、現在も参加しているということございまして、その広域処理システムに将来的に本市のごみを投入させていただくということのための協議会ではございません。あくまでも参加でございまして、勉強会的な協議会ということでございます。また情報を共有化する協議会というふうに認識をしておりますので、よろしく申し上げます。

それと、ごみの現在の資源化率でございますが、現在10%ということございまして、ごみ処理基本計画、目標年次22年度が目標年度でございますが、それでいきますと2.4倍の24%に資源化の率をもっていきたいというふうに考えております。なお現在、本年度におきましては、旧野洲町では古紙、古布類につきましては、燃えるごみとして排出をいただいておりますけれども、平成17年度からは古紙、古布につきましては資源化ごみとして排出していただくということでございますので、そうしたことから来年度以降そういった意味からいたしまして、資源化の率がふえていくというふうに考えております。

以上でございます。

議長（秦 眞治君） 野並議員、よろしいか。はい、どうぞ。

29番（野並享子君） まず、幼児教育の問題ですが、検討するというのは常にもう逃げの答弁だと思います。この預かり保育の部分で、3歳児が24人ということは、通常昼

間4時間の間は20人で保育をされている。でも、それよりも長く6時までですから、後の時間が長い中で24人という状況、4歳児も30人、今現在中主の場合は、4歳児で120人で4クラスですから30人ですね。5歳児で113人で4クラスで28.3、30人以下ですね。それが通常の保育で行われている。そういう中で、それよりも長い時間預かり保育の時間に人数が多くなる。教師が2人付くという形になってはいますが、これはやっぱり子どものストレスに、小さな部屋にそれだけの部分が押し込められるというような状況で、やっぱり子どもに与える大きさは大きいなと思います。しかも現在、これは合計しますと88人ですが、利用しているときは100人を超えているときがある。日に日によって違うということですから、この数が最低の段階で、さらにもっとたくさんいるという状況があるということですよ。そういうことを考えますと、中主の334人からの幼稚園の体制そのものに私は問題があるなど。定数が多過ぎる、もっと小さくする。中主の幼稚園をもう一つ建設すべきだと思います。150人ぐらいの定数にして行われるのならば、もう少しゆとりある幼児教育ができると思いますが、私も行きましたけれども、端の教室なんかかすんでいます。先生が走ったって間に合わないぐらいの距離です。一番端っこの部屋まで行くと。そういう意味でかなり幼稚園の中で子どもの事故が、大事ではないにしても起こっているということをお聞きいたしております。幼児教育のあり方として、私は問題があるなという思いをしておりますので、この乳幼児保育のあり方検討会で、この部分に関しましても、やはりもう少し検討が必要ではないかと思います。また、保育園も今どんどん、あやめ保育園、子どもの数がふえていっております。80人ぐらいの状況でしたが、もう100人を超えていますから、今後さらにふえていく可能性があります。そういう意味では、本当に全体的な野洲市として子どもの保育のあり方、検討をしていただきたいと思います。

それと、学童保育の問題ですが、今社協と詰めていくということをおっしゃっていますが、今市が提案されているのは、嘱託でということ指導員の方におっしゃっているということをお聞きなのですが、そういうことを社協と詰めていくという方向なのでしょうか。これは最後確認しておきたいと思います。いい人材で子どもをきちっと育てていくということをしないと、安かろう悪かろうの子どもを育てたのでは、後に将来、野洲全体の将来に禍根を残すことになると思いますので、この問題をお尋ねいたします。

それと、増築をしていくというこの問題ですが、これはもう一小学校に2学童というのがどんどん出てきています。1つの学童をどんどん巨大化していくというのは無理があり

ます。これはちょっと検討をしていただきたい。幼稚園の拡大と同じで歩いての規模で抑えるべきだと思います。

それとごみの問題、これはもう資源化率をとにかく高めてもらわないといけません。

議長（秦 眞治君） 野並議員の質問時間は終わりました。今までの答弁を願います。

教育長（大堀義治君） 野並議員の再々質問にお答えをいたします。

学級の定員につきましては検討をいたします。

それから、中主幼稚園の預かり保育についてのご意見でございます。ご意見として真摯に受けとめておきます。まずは、現在は3年保育を何としても順調に進めなければいけない大きな課題がございます。この点もご理解をいただきたいと思います。検討はさせていただきます。

以上でございます。

議長（秦 眞治君） 市長。

市長（山崎甚右衛門君） 野並議員さんのごみ問題ですけれども、基本的なことを申し上げます。

どうも野並さんの話を聞くと、志賀町へ野洲町が応援に行っているように聞こえるのですよ。そうではないです。会議は湖南全部、大津市、志賀町を含んで来てくれと、こういうことで担当課は行っていたと思います。けれども、絶対加入するとかごみを捨てさせてくれということは言うなと言っています。本当ですよ。それは言わはったけれども間違いです。平成22年にうちの炉の耐久が終わるのですよ。だからそのときには考えないといけないと、こう言っているのです。けれども、新しく炉をつくらうと思うと、野並さんはよくご存知だけれども、1,000トンの炉をつくらないといけない。例えば、1人1日1キロのごみを出したら100万人都市なのですよ。それだけの都市で炉が1つなのです。だからうちではあの炉を基幹改修工事、外枠をそのままにして中だけ変えたのですね。これは新設ではない。そういう方法でいくと。おっしゃるようにその辺は一緒なのです。やっぱり市内でできたごみは市内で処理しないとけない。これは基本なのです。だから最終処分場も地元でいろんなお願いをして、15年間いけるということでつくってきました。今非常にごみの捨て方を厳しく指導していますので、現場では20年ぐらいいけるだろうと言っているのですね。これぐらいやっかいなあれです。だから、一切志賀町へ行かないでもよろしい。そういうことですので、我々のごみは今人口1人当たり500グラムぐらいしか出ていないのですね、焼却のごみが。今まで800グラムぐらいあった。全国平均

は1キロですがね。それだけ資源ごみに回っているということです。野洲町のごみは減っているのですよ。基本のごみ行政についてはそういうふうに取り組んでおりますので、志賀町に応援に行っていないので誤解のないように。

以上です。

議長（秦 眞治君） 市民健康福祉部長。

市民健康福祉部長（竹澤良子君） 野並議員の再々度の最後の1点のご質問にお答えをいたします。

学童保育所の職員の身分の問題でございますけれども、現在保護者会といろいろ検討しておりまして、保護者会の方は正規職員をというふうな提案をしておりまして、要望という形で受けとめております。それで、行政の方としましても今財政的ないろいろな運用を考えますと、嘱託職員が限界ではないかというふうな案で、今協議をしていますけれども、最終的には行政としては嘱託職員という考えで、社会福祉協議会と協議をしたいという意向を持っております。

以上、お答えといたします。

議長（秦 眞治君） 次に、通告第14号、第30番 小菅六雄君。

30番（小菅六雄君） 私は、3点の問題につきまして一般質問を行います。

まず1点目に、午前中來質問がありました市財政と今後の施策についてお聞きいたします。

現在、国では国民の願いに反しまして、ご承知のように年金制度の改悪、また今後におきましては消費税の大幅増税、またこれまで不況対策として実施されております所得税、住民税の定率減税の廃止、さらには介護保険制度のサービス切り捨てと保険料の大幅引き上げの方向など、国民生活を脅かそうといたしております。また、三位一体の改革と称しまして、これまで2度の臨時議会でも言いましたように、地方交付税、国庫負担金・補助金の削減、また一方で地方が求めている税源移譲は現時点で極めて不十分、このような制度改悪を推進しようとしています。加えて、この影響は例えば教育をひとしく受けるという権利が破壊され、自治体間で差が出ることも危惧されております。このように、地方自治制度・財政制度の破壊、国民犠牲を進める小泉内閣であります。市長は国に対して、毅然とものを申すよう改めてこの際申し上げておきます。

このような中で、市長は野洲市財政、また市民の暮らしを守る責任がありまして、この観点から何点かお聞きいたします。

1点目は今後の財政見込みとの関係で、市の予算を市民の暮らし中心に編成されること  
であります。この関係で、現在本市の起債残高2町合併で平成16年度末見込みで、一般  
会計だけ見ましても214億円であります。これ自身、今後の新市財政に大きな影響を及  
ぼします。加えて、合併後10年間で予定している合併特例債、ハード事業面、直接事業  
費だけで約117億円ありますが、私はこの合併特例債が地方交付税の算入があるといえ  
ども、当然借金に変わりはなく、安易な特例債の活用は財政破綻に導くことを危惧いたし  
ます。

そこで、新市の特例債事業を十分検証する必要があると思います。そもそも特例債事業、  
特例債制度なるものは、政府が市町村合併で地方への歳出を減らすのが目的の中、一方で  
財界の意向を受け、引き続き公共事業を温存させるため考えられた制度でありますから、  
安易な特例債事業推進は問題であります。例えば、本市が予定しております特例債事業、  
JRびわ湖線新駅設置、また富波などに予定されていると聞いております運動公園などは、  
財政的観点、また必要性等々含めて十分な検討をし、安易に進めるべきではないと思い  
ます。もちろん、特例債事業を見ますと、必要なものもあるわけでありまして、当然否定  
するものではありませんが、全体として今後の新市財政から抜本的な見直しも必要と考え  
ます。この際見解を求めます。

また、現時点で、これまでの起債に加え、今後の特例債事業を行った場合、これに関わ  
る起債の償還見込み、またピーク等、どのように見込んでおられるのかをお聞きいたしま  
す。

2点目に、合併に関わってこれまでの2町の施策の問題についてであります。

合併にあたりまして、当然全分野にわたりまして各施策が調整されました。そこで問題  
になりますのが、これまで各町における町民の皆さんの願い、運動、努力で、また職員の  
努力でつくられてきましたよき施策が合併で後退、あるいは廃止されてきた問題でありま  
す。私が見る限り、全体として旧野洲町では廃止や後退する施策は少なかったように思い  
ます。しかし、旧中主町を見た場合、何点が指摘しますが、これに対する見解をお聞きし  
たいと思います。

1点目は、旧中主町では母子家庭における町営住宅家賃補助を実施しておりました。こ  
れが廃止されました。本来廃止でなく町営住宅だけの補助ではなく、全体に拡充すべき  
ものであったと思います。

2点目には、高齢者、ひとり暮らしなど、交通手段のない人へ湖南管内中心に病院など

への送迎サービスを行ってきました。これも廃止になりました。

3点目には、納税相談では、中主町では原則各自治会で実施されておりました。約1,000件の利用があったと聞いております。

4点目には、合併による保健センターの検診や相談活動について、旧中主町時代に当時町長は合併後も二極サービスを実施したいと答弁されました。すなわち、合併後も中主保健センターで引き続き事業を進めるということではありますが、しかし今後検討次第では、野洲市保健センターに一本化ということも聞いております。この点についてどうなのか。

5点目に、スポーツ施設や公民館の使用の時間の問題、中主町では条例との関係も含め、9時半まででした。ところが、合併により基本条例、新市条例では9時となっております。仕事を持つ社会人などの使用には実態とかけ離れたものと考えます。

以上、このように本来合併となればサービスは高い方ということが言われておりましたが、実際はこれまでのまちのよきサービスが、後退や廃止がされてきていますが、基本的に私はこれらのサービスは存続すべきと考えますが、見解をお聞きいたします。

一般質問の2点目であります。新市における同和行政についてであります。終結をさせる立場から質問をいたします。

同和行政の今後については、今言いましたように終結すべきと考えますが、この問題はこれまでの2回の臨時議会でも質問を行いました。合併によりこの際終結すべきであるにも関わらず、この間の2回の臨時議会の答弁を聞いておきますと、引き続き継続する方向としますので、改めてお聞きします。

この間言ってきましたように、旧中主町にしても旧野洲町にしても、長年にわたり住民の努力で法律に基づく小集落改良事業をはじめ、就労、産業、教育など大きく改善されまして、いわゆる同和行政事業本来の目的である実態差別の解消、ハード事業は当初の目的を達成したのであります。だからこそ国においても、これまでの時限立法を延長せず、一般行政への移行、廃止を決めたのであります。私は、このことは新市になりました野洲市でも例外ではなく、終結すべきと考えます。

そこで1点目に、旧中主町も旧野洲町も、同和行政はこれまでの取り組みで私は同様の成果と到達を見たと考えておまして、新市では終結すべきだと考えております。ところが、さっき言いましたように、新市の方角はこれまでの、基本的に野洲町の方角を引き継ごうとしておられます。その理由、また中主町と野洲町の到達点に違いがあったのかどうか、どのように評価されておられるのか、その点についてお聞きいたします。

2点目に、1点目と関わりがありますが、現時点で新市における新たな方針、また計画など策定を検討しておられるのかどうか、お聞きいたします。

一般質問の3点目であります。乙窪工業団地の諸問題であります。

先の臨時議会で、市長は、事情をよく知らないのでは答えられない趣旨の答弁でありました。本来これまで2町の事業や問題点、また課題は当然引き継がれているべきでありまして、答えられないこと自身不当ではありますが、今回は事前に質問通告をしておりますので、明確な答弁をされることをまず言うておきます。

そこで、1点目ではありますが、先の臨時議会で詳細も言うておりますので詳しくは言いませんが、平成11年に行われた工業団地の造成に絡む土地の交換、当時近江ニスコと中主町とで工業団地敷地の土地の成形を目的として交換が行われました。しかし、普通財産の交換は十分ご承知のように、地方自治法でも当時の中主町の条例でも議会の議決を義務付けています。これは議会や町民のわからないところで公有財産が不当に処分されないための措置であります。ところが、議会に提案されることなく土地の交換がされました。これは、地方自治法並びに土地の処分を定めた旧中主町の条例に違反した行為でありまして、この問題についての見解を改めてお聞きいたします。

2点目ではありますが、この土地の交換に関連する問題として、特定の企業のため町費で設置された橋が不当な公金支出に当たるという問題であります。平成11年度当時、土地の交換とほぼ同時期に新設された町道に接する企業近江ニスコとの間の河川に橋が設置されました。本来企業が橋を設置する場合は、河川占用許可を受け、その後自費で設置されなければなりません。これがなされず、当時町が公費で設置いたしました。簡単に経過を申し上げましたが、いずれにしましてもこの問題は土地の交換により発生したものであります。今後公費により設置されたこの橋の処遇、また対策、すなわち設置の費用を近江ニスコに求めることなども含めてどのように考えておられるのか、この際改めて一般質問といたします。

議長（秦 眞治君） 市長。

市長（山崎甚右衛門君） 小菅議員の市財政の施策について、まずお答えを申し上げたいと思います。

新市まちづくり計画に位置付けられている事業を抜本的に見直せということでございますが、ご承知のように、新市まちづくり計画は合併協議会の場で議論をしていただいたマスタープランとして、旧2町の現状を踏まえた上での将来のまちづくりの姿でございます

から、そう簡単に変えよとか見直せということのできないものであると認識をしていただ  
きたいと思います。

このような経緯の中で指摘をいただいている事業につきましては、旧野洲町の時代から  
長年の懸案事項としてこれまで実現の可能性について検討してきた事業でございますが、  
特に新駅構想につきましては、新市の土地利用構想において東西方向の国土連携軸と南北  
を結ぶ新市交流連携軸とが交わる地域で、情報の交流あるいは創造拠点として位置付け、  
将来その拠点の核となる施設だと受けとめております。確かに、今すぐに着手できるもの  
ではございませんが、新市の土地利用の転換を図る上で重要な役割をすべきものだと理解  
しております。こうした事業を含めまして、長期的な事業につきましては、来年度から  
策定に取りかかる予定をしております総合発展計画に引き継ぐこととなりますが、この新  
総合発展計画の中で、構想の熟度や実現性を検討の上、合併特例債充当事業としての適債  
性かんがみまして判断をしていきたいと考えます。

次に、一般の事業債に加えて合併特例債事業を行った場合の償還計画についてお尋ねで  
ございますが、そもそも合併特例債は一般の事業債と全く別に発行するものではなく、毎  
年度投資的経費について起債を発行しておりますが、これを一般事業債よりも有利な起債  
として活用していくものでございまして、必ずダブるものではございません。ご承知のよ  
うに充当率は95%、償還額の70%を交付税で見てやろうという有利な特例債でござい  
ますので、有効に使っていきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

したがいまして、現時点における起債の償還額の見込みのピークが平成18年となるこ  
とから、理論上は平成18年度以降公債費の元金返済金額を上回るような起債を発行しな  
い限り、財政計画に示されたとおり減少していくように計らっていききたい、こういうふう  
に考えます。ちなみに17年度で償還を予定されます額は25億ほど返還をしていかなけ  
ればならないと。こういうことになっていますから、これを超えるような起債は余り発行  
しない方がいいだろうと思っておりますが、これは短期間で返すのではないのですから、だ  
んだんずれていきますから、そう心配したものではないという理解を持っていただきたい  
と思います。

つぎに、ちょっと飛びますが、例の乙窪工業団地の諸問題についてでございますが、ご  
質問の平成11年度当時の土地の交換について、水路整備と道路の公共用の財産を整備す  
るために行った交換であるようでございます。勉強しました。ご指摘の条例等の解釈で  
ございますが、地方自治法第96条第1項第6号並びに同法第237条第2項につきまして

は、条例で定める場合の他は議会の議決を受けると、こうなっています。この土地の交換は中主町財産の交換、譲与、無償貸与等に関する条例の普通財産の交換、第2条第1項の規定に基づく交換を行ったものでございまして、公共財産を主とした目的の交換でございますので、これは合法的な交換と私は認めます。したがって、本条例の規定により議会の議決を必要としないので、ご理解をいただきたいと思っております。

それと、既に地役権がついておりますので、個人の財産、行政財産変わっておりますから、法的な手続はすべて終わっているのです。だからすべて合法的に行われたということでございまして、私の、市長の権限が及ぶところではございません。遡及はしませんので、これはもう有効に処理されたと、こういうふうにとめております。

2点目の橋梁の設置についてでございますが、まず1点目の土地の交換と橋梁の設置の時期の問題でございますが、平成11年5月に第1期工事に着手した。そして11月に完成したということですね。この乙窪工業団地の第1期造成工事におきましては、道路及び水路の整備に伴い、工事の工程からいっても、必然的に隣接企業との土地の交換と水路の付け替えがあった。水路を付けたら向こう側に里道が残ったということですね。里道が残ったからそこに橋をかけて、地域の住民の皆さんに渡ってもらうために橋をかけたということですね。そこで、この橋梁につきましては、1期造成工事区域に隣接した土地に既存の工事道路があったということですね。そして、開発許可を受けるときに袋小路はいけなとかいろいろ規制があってそういうようになってきた。だから、議員ご指摘のように特定の企業のために付けたものではないということですね。また、不当な支出でもない。なお、第2期工事が平成15年の1月に施工したということですね。そして4月に完成した。だから、今平面図で見ると、時期の問題はわかりませんわな。橋があって道があって水路がある。こうしか見えませんが、これを年度別に見ると4年間の歳月があるのです。4年間この橋を使って里道として利用された。そうでしょう。4年間あるのですよ。そのために橋をかけたといことなのです。ところが、15年4月に完成したために、この橋は通らなくなったということございまして、いよいよ15年4月に完成しておりますので、1年余済んでおりますので、いよいよこの橋のことについては早急に検討していきたいと思っております。これは私の仕事です。

そこで、検討の内容を申し上げますと、まず不要になった橋ですから、通行止めをするか、橋を脱去するか、無償で企業に渡すか、有償で譲り渡すか、この4つの選択の中で決めていきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

議長（秦 眞治君） 市民健康福祉部次長。

市民健康福祉部次長（高田一巳君） 続きまして、小菅議員の今後の市財政と施策についての第2点目、合併に関わってこれまでの2町の施策の問題につきましての質問のうち、私の方から市民健康福祉部が所管する第1点目、第2点目、第4点目について答弁をさせていただきます。

まず、第1点目の旧中主町の母子家庭の町営住宅家賃補助についてでございますけれども、合併協議の調整方針で、新たな母子家庭等の自立支援策を合併時まで調整することになりました。このことを受けまして、新たな自立支援策といたしまして、本年10月1日から母子家庭自立支援教育訓練給付金事業や、母子家庭高等技能訓練促進費事業を実施しております。今後もこれらの施策を広報等で周知し、母子家庭の自立を支援してまいります。

第2点目の高齢者ひとり暮らしの送迎サービスについてでございますけれども、合併協議の調整方針では、野洲町の例により高齢者福祉タクシー運賃助成事業を実施することになりましたので、この10月1日よりタクシーチケット方式によりまして、通院に限らず、買い物、外出等幅広く利用していただくことができるようになりました。

次に、第4点目でございますけれども、中主保健センターでの検診や相談活動の実施につきましては、合併協議の調整方針で実施会場は両センターで実施することとなっておりますので、合併後も中主保健センターにおいても事業を実施しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（秦 眞治君） 総務部次長。

総務部次長（前田健司君） 小菅議員の1件目のご質問の中の、3点目の納税相談に關しましてのご質問にお答えをいたします。

旧中主町におきましては、納税相談、いわゆる所得税の確定申告業務につきましては、大字すべてにおきまして、1日あるいは半日単位で相談会場を設けまして、巡回によりまず相談を受け付けしてまいりました。野洲市になりまして、その方法にはよらず、旧野洲町で行ってきました複数の自治会を対象地域といたしまして、各コミュニティセンターなどにおきまして、コンピューターを用いる方法で納税相談、受付を行う計画でございます。この方法は、一見いたしますと議員ご指摘の住民サービスの低下と思われるかもしれませんが、従来旧中主町で行われてきました受付は、指定地域の日を逃しますと、終盤の全町域受付の予定日まで長期に待つていただく必要がございました。そうしたことで、今回か

らの納税相談につきましては、確定申告期間中は全市域の受付を行うことも可能となりますので、申告機会の拡大というサービス拡大の面を持ちました納税相談と考えておりますので、議員ご指摘のようなサービス低下にはつながらないというふうに考えておりますので、よろしくお願いをいたしたいと思っております。

以上、ご回答といたします。

議長（秦 眞治君） 教育部長。

教育部長（島村平治君） 小菅議員の5点目のスポーツ施設や公民館の使用時間の問題についてお答えをいたします。

社会教育施設の使用時間ではありますが、公民館におきましては、旧中主町では午後9時30分まで、町民グラウンド、B & Gの海洋センターにつきましては、午後9時まででありました。旧野洲町は公民館など、また総合体育館共午後9時でありましたが、旧両町は使用時間につきましては弾力的な運用として、時間延長として利用者に応えておりました。公民館及び体育施設などについての使用時間は、施設の近隣住民からの苦情等もあり、このことから勘案いたしまして午後9時に統一したものでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

以上、お答えといたします。

議長（秦 眞治君） 総務部次長。

総務部次長（上田晴基君） 小菅議員の新市の同和行政の終結についてのご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のように、特別措置法、また地対財特法に基づく施策によりまして、同和地区のハード面で、特に住環境の改善につきましては一定の効果を上げたことは評価できると考えております。しかし、法期限切れが部落差別を撤廃するための同和行政そのものの終結を意味するものではございません。本市の同和問題の解決への基本姿勢については、法のあるなしに関わらず、部落差別がある限り同和問題の早期解決を市政の重要な施策と位置付け、諸施策の総合的、計画的な推進に努めなければならないと考えております。

本市における同和地区の差別の実態は、依然として厳しいものがございます。現存する不安定就労、及びそれに伴う所得格差や土地差別、加えて厳しい就職差別、結婚差別の現状があります。先の臨時会でも申し上げましたが、地域の現状の一例も申し上げたところでございますが、一般地区と同和地区のそれぞれの所得の実態を比較いたしました。旧中主町では平成11年度のお話をいたしましたが、1人当たりでは僅差でございますが、旧

野洲町では直近の平成15年度分の1人あたりでは16.9%の格差があるという厳しい現状がございます。このようなことから、到達点が同じとは言い切れない現状であります。

次に、新たな方針、計画についてのご質問でございますが、当面の間は現行通り引き継ぐことで合併協議が整っております。旧野洲町の同和地区において、15年度に実施いたしました生活実態調査及び旧中主町同和地区の詳細な実態調査をこれから行いまして、これらの結果をもとに県内外あるいは近隣の取り組み状況を踏まえ、行政内部、新市の同和对策審議会において、今後の同和行政のあり方についてご検討いただくこととなっております。

以上、お答えといたします。

議長（秦 眞治君） 小菅議員、どうぞ。

30番（小菅六雄君） 市長、1点目の問題であります。いずれにしても特例債は期間10年間ですね。その間の使用が法的に義務付けられておりますので、そういう意味では一時に多額の起債をするわけでありまして、そういう観点から慎重な対応を求めているわけでありまして、先ほど市長が言われましたが、この財政シミュレーション、合併協議会で作られたものですが、ここに、当時出たときにもちょっとずさんなシミュレーションだということは指摘していたのですが、仮にそれはそれとしても、合併特例債を発行しない場合と発行した場合、当然短期で総額130億円使うのですから、例えば平成36年度を見ますと、合併特例債を含めた償還も含めて、公債費は27億円、約30億円近いのです。これで見ると、予算総額は約171億円、それに対して約30億円が公債費になっているわけですね。そこから見ると、どうしても10年間短期集中で投入すれば、これは大変なのはわかっているのです。もちろん市長が言われましたように、合併特例債は一般の事業で全く別にあるものではないのはわかります。午前中もありましたように、これまでの通常債を特例債に切り替えて行える事業があるわけですね。それはそれでわかるのですが、いずれにしても、償還のピーク時はかなり大変になると思っています。私が言いましたこのずさんな資料を見ましてもそう思いますので、だからこそ、例えば新駅設置等々、本当にどうなのか。新駅設置は約13億でしたか、16億でしたか、特例債で見ているのは、けれどもこれだけではおさまらないですわね。どういう形で執行されるかは別にしろ、駅の周辺整備もしなければならぬので、そういう意味では私は安易に進めれば栗東新駅の二の舞だと。そういうこともありますので、十分検討する必要があると言っているわけでありまして、そこでお聞きしたいのは、一番はじめに言いました

ように、特例債そのものを否定しているわけではないのです。さっき言いましたように、6分野21事業予定されているのです。特例債事業、本市の場合。そういう中で、場合によっては見直しがあるのか、しない場合が出てくるのか、そういう融通がきくのか。もちろん市長が言われたように、見直し、廃止する場合は、やめる場合はそれなりの手続協議が必要でしょうけれども、とにかくにも10年間で絶対使いますという立場はやめたらどうですかという意味から見直し、変更はあり得るのか。そういう意味でお聞きしたので、その点もう一度答弁してほしいと思います。

それと、2町の施策との関係で、私が言いましたように、とりわけ旧中主町の施策が多く廃止や後退していると思うのですけれども、例えば、たくさん言いましたので幾つか絞って言いますが、町営住宅の家賃補助、新たな支援策をつくったということではありますが、これまでの家賃補助は明確に廃止されたのですね。しかし、この家賃補助なのですから、当時の旧中主町のときには、行財政改革プランの中でこれを廃止するという町長の提案が当時あったのです。しかし、議会も含めてこれは存続すべきだ、あるいは町営住宅ではなく全母子家庭に対象を広げてはどうかと等々の声もありまして、旧中主町では存続が決まったのです。そういう中主町としての思いがあったにも関わらず今回廃止された。そういう意味で、やっぱり旧中主町の町民の願いを反映していないのではないかと。そういう立場から私は言っているわけでありまして、それと高齢者送迎サービスにつきましても、ひとり暮らしの交通手段を持ち合わせていないお年寄りを対象に、玄関から医療機関まで送迎していたのです。これは本当に喜ばれておりまして、これも多く存続の声があります。しかし、先ほどの答弁では福祉タクシーチケット制度ということではありますが、これは全く別の制度でありまして、中主町で行っていた高齢者送迎サービスの対象は、この福祉タクシーチケット制度には乗らないのです。そういう問題もあるし、制度が福祉タクシーチケット制度に変わったのではないのです。明確に中主町の高齢者送迎サービスが廃止になったということでありまして、そういう意味で、もう一度過去の中主町の行政が住民と共につくり出した施策について、存続してほしいという願いがあったにも関わらず廃止したということ具体的に詳しく言いましたが、その上に立って改めて、やはり復活してほしいと思うのですけれども、もう一度答弁をお願いしたいと思います。

それと、同和行政の問題ではありますが、これはもう一度根本からお話ししたいと思います。先ほどの答弁で、結論的には差別がある限り必要と、言葉を変えれば半永久的に今後もやっていきますということではありますが、私は言いましたように、中主町も野洲町

も基本的な成果到達は同じだと思っているのです。にも関わらず、今後旧野洲町の方向を中心に存続させようとしている。これは間違いだと思うのです。それはなぜこういうことになるのか。これはやっぱりこれまでの成果到達を正確に分析、見ていないからなのです。言い方は悪いですが、旧野洲町においては。

そこで、これまでの2町の取り組みを若干言いますと、中主町におきましては、同和対策総合推進計画、当然立てているわけなのですが、ここの基本的な考えのところでどう位置付け考えるかということで、こう書かれているのです。今後の同和行政について単なる差別の結果に対する格差是正から脱却し、部落差別の根本的な解決を目指し、地区外も含めた一般施策の有効かつ適切な活用を図りながら、残された課題については総合的に事業を推進する。その上に立ちまして、一般対策への円滑な移行のための仕組みについて常に考慮しつつ、特に個人給付事業及び団体補助事業については、各事業ごとに部落差別解消のために何が必要か、何がなされなければならないのか、この必要性について十分に検討を行い、計画期間内に順次適正化を進める。この推進にあたっては、行政の主体性を維持しながら、公平性を確保しつつ推進する。これが旧中主町の基本的な立場だったのです。だからこそ、終結の方向も視野に入れて、一般対策への移行を行政の主体性を発揮しながら、これまで個人施策の廃止や同和対策審議会の廃止が行われてきたのです。旧中主町では。

一方、野洲町の同和対策基本計画を見させていただきますと、計画のまぐら言葉、これも言い方が悪いですが、まぐら言葉としては同和行政に係る事業は特別対策として永続的に行われるべきではないとしながら、こういうことが書かれているのです。しかし、一方で、先ほど答弁がありましたように、平成8年の地域改善対策協議会の意見具申を引用しながら、一般対策へ移行するという基本姿勢に立つことは、同和問題の解決を目指す取り組みを放棄する意味ではない、こう書かれているのです。より一層の努力が必要と規定されているわけなのです。つまり、終結と一般行政への移行ではなく、引き続き行う、必要という立場なのです。

この2町の根本的な考えが、実際の各事業、取り組みに大きな格差が出ておまして、これを具体的な2町の取り組みで見ますと実態ははっきりするのです。例えば、2町共小集落改良事業など地域環境改善は大きく改善されている。これはこれでほぼ同様の評価をしているのです。野洲町も中主町も。問題は、これも先ほど答弁がありましたように、産業、就労、教育、ここで評価が分かれます。とりわけ大きく違うのは、町民の差別意識

解消と人権意識の到達、これが違うと。これに対する考えが大きく違うのですね、中主町と野洲町では。

そこで、これももう一つ具体的に言いますと、野洲町では基本計画ではこう書かれているのです。同和地区に対する町民の差別意識は、社会、学校、企業同和教育の推進で一定の前進を見ている。こう書かれているのですけれども、依然として悪質な差別発言、落書きなどが後を絶たない厳しい現状にあると規定しているのです。私はこの規定も問題だと思うのですけれども、これのもう一步具体的な取り組み方というか、基本的考えはより問題だと思うのですね。野洲町の、中主町にはこういう方針はないのですけれども、同和保育基本方針を見ますと、就学前の子どもに対する同和保育の推進についてと、このように書かれているのですけれども、その基本は、部落差別はあるという視点で見ていくことが特に必要と書かれているのですね。地区乳幼児に解放の担い手としての力を育てる、これが重要だと位置付けられるのですね。つまり、野洲町の同和行政、人権問題等、差別問題等の基本的観点が、同じことを言いますが、先ほど次長が答弁されたように、差別はなくなる、だから同和行政は事実上半永久的に必要、こういう考え方なのです。私はこれでは絶対同和問題の解決はならないと思います。

これに対して、中主町の場合を見ますと、先ほど言いましたように中主町には、ひょっとしてあったかもわかりませんが、同和保育基本方針というのはなかったのですけれども、中主町の就学前乳幼児の人権教育の基本的な考え方というところがあるので、こう書かれているのです。発達段階に即した生活習慣の形成を通じて、豊かな情操と自主自立を育てること、その中でお互いの違いやよさを自覚させ、人と関わる力や道徳を育てていくことが基本、ひいては子どもに人権意識の高まりが育つ、ここを基本にしているのですね。

このことは、子どもだけではなく大人にも言えることでありまして、中主町の基本計画に書かれている、これが本来の人権教育というか、基本的な考え方のあり方だと思うのです。同じことを言いますが、野洲町のように町民には差別意識がある、なくなる、だから必要というのは、こういうような方向ではいつまで経ってもなくなる。とりわけ私が問題と思うのは、このような考え方を未来永劫続ければ、差別解消どころか今後も地区の皆さんと市民の皆さんとの間に行政自身が垣根をつくることになる、そう思うのです。そういう意味から、もう一度答弁をお願いしたいと思います。反論があれば言っていたきたい。

次に、この問題についてですが、今後また新たな方針、計画も策定されるのかわからないですが、旧野洲町の内容を今後も基本的に継続しようとしておられるのかなと思いますけれども、野洲市のホームページを見たのですけれども、ここですね、新市の方針や計画を策定中と表示されているのです。今後、これまでありました同和保育基本方針など9本の方針、計画、策定中とされておりますが、確かに議会で同和対策審議会条例とか人権尊重のまち条例は制定されましたが、これまでの方針や計画は今後策定するかどうかは、これは各種委員会、審議会での議論だと思っておりますけれども、既に策定中と表示されているのです。これはいかがなものか。今後民主的に協議、決定しなければならないのに既に先走りしているのか。これが1点。

さらに、私が思うのは、大問題は、ホームページでは既に市としての方針、計画を表示されているのです。野洲市人権教育基本方針、野洲市同和保育基本方針、野洲市人権保育基本方針、まだ策定もされていないのに表示されているのです。これはいかがなものか。なぜこのような表示をされているのか。決まっていないことを既に野洲市の3方針がホームページで掲示されているのか。これは極めて問題だと思いますので、この経過なり、お聞きしたいと思います。

最後に、工業団地の問題であります。結論的に市長はいろいろ言われましたが、違法でもないし公金の不当支出でもないと言われましたが、同時に開発許可に基づく工事と言われましたが、市長、ちょっとペンでメモして下さいよ、言いますから。

橋設置と土地の交換はほぼ同時期なのです。平成11年春から秋に橋と町道、当然一体工事されたのです。当然近江ニスコと接しているから土地の交換の話が済んでいないとできませんわね。だから、平成11年の前年の平成10年10月、既に近江ニスコと中主町で土地の交換の同意書が交わされているのです。だから話が進んで、翌年の春から工事ができたわけなのです。それで、工事完了とほぼ同時に、同じ平成11年11月に土地の交換の契約締結が完了したのです。だから、農道の確保のためというのは当たらないのですよ。もうほぼ同時期に土地の交換、橋設置がされているのです。そういうことが今言いましたようにありますので、理解していただきたいと思います。

そこでなのですけれども、市長がさっき言われましたように、結論的には合法で開発許可上農道もあったので橋を設置しなければということではありますが、開発申請、許可の前に申請があるわけなのですが、正式な橋でなくても、仮設の橋でも開発許可は出るのでよ。これは確認してもらえばわかると思いますけれども、なのに本格的な、500万か6

00万か知りませんが、つくったのですよ。だから、そこから見てもおかしいですよ。いろいろ言われますが、仮設でも開発許可は出るのですよ。本来なら、いずれ土地交換で近江ニスコの土地になるのはわかっているのであれば仮設をするはずでしょう。にも関わらず本格的な橋をつくったわけなのです。その点、市長はどこまでご存知か知らないですけども、財産に関わるのは総務部になるかわからないのですけれども、お聞きしたいと思います。

そこで、先ほど市長が若干言われたのですけれども、いずれにしましても、土地の交換で農道は廃止になりまして、橋は不要になったわけでありまして。そこで、先ほど市長は最近まで農道を使っていたと言われましたが、農道と橋ですね、使ったと言われておりましたが、平成11年に近江ニスコの土地になって橋は不要になっているのです。法律上というか。そこから見れば、もう3年も4年も放置しているのですよ、不要になった橋を。つまり、不要になった橋、すなわち行政財産をそのまま放置して特定の企業に便宜を図るのは、これはもう明確に法律に違反しているのですよ。地方自治法第238条第4項には、行政財産、今回は橋ですね、これを貸し付ける、交換する、売り払いする、譲与する、及びまた私権を設定すること、勝手にそこを近江ニスコのものにしてしまうとか、これはできないとされていますね、同じく道路法第4条でも、道路を構成する敷地、支壁その他の物件、その他の物件というのが橋になりますが、私権を行使することはできない。この2つの法律から見れば、特定の行政財産を特定の企業個人に貸し付けることは禁じられているのですよ。

だから、先ほど最近まで使っていたから今後の問題だと言われましたが、もう既に3年、4年前からの問題でありまして、なぜ放置したか、撤去しなかったか。しなかったということは、結局近江ニスコのためにつくったと言われても仕方がないのではないかと。その辺についてもう一度お聞きしたいと思います。

議長（秦 眞治君） 市長。

市長（山崎甚右衛門君） まず第1点目の問題なのですが、36年とおっしゃったが26年が10年ですね。36年と26年、表示が一緒になっています。だから議論すべきは26年ですね。そうでしょう。特例債は10年間です。言葉じりを拾おうとは思っていません。

そこで27億という金額が出ているのですが、このシミュレーションは私は嫌いなのです。野並さんも合併する前にシミュレーション、シミュレーション、見せよ、見せよと

ずっとおっしゃったけど、何の意味もない、それは。分母が一緒なのですよ。笑っておられるけどそうですよ。分母がどういうふうに変わっていくかによってシミュレーションをつくらないといけない。分母は現在の分母をもってずっと一定です。だから、それはそれで満足できる資料ならそれでよろしいけど、私は満足しないと絶えず言ってきました。こんなシミュレーションをつくっても何もならない。分母をどう変えるか、どう伸ばしていくのか。それによって特例債をどうのように配していくのか。これをやはり見ないといけません。これが本当の財政運営です。プロですよ。おっしゃるように、祇王駅は16億見込んでおります。ただ、今16億というと非常に大きな感じなのですが、今現状は田んぼなのです。その真ん中に駅をつくろうと、これは誰が考えても不可能に近い話です。だから、野洲市の土地の用途区域区分を見直して、そしてそれなりの施設を張り付けて、いわゆる副都心としての拠点をつくるのだと、こう申し上げておりますので、それが16億が高いか安いかの議論です。栗東の駅と一緒にだと、栗東の駅と絶対違いますよ。これは生活に結び付く一つの駅ですからね。この駅の設置については30年の合併のときからあったのですよね。なかなかうまくいかなかった。これを引き継いで田中町長とお話をしたときに、勉強会を持とうやないかと。そのときに田中さんが一番におっしゃったのは、祇王駅を一番に挙げてやと、そうでなければ中主は付いていけない、こういう話でした。それだけ皆さんがやっぱり期待をしておられるのです。だから、16億は高いか安いかの議論ではなしに、どういうふうに地域を活性化してくか、それによって分母をどう上げていくか、その上で駅をどうするかという議論をしないとダメだと思います。

それと、私はたまたま30年の合併を経験しておりますので、合併して5、6年は大変なのです。財政構造改革が何かつくれとか言うておられるけれども、なかなかつくれませんよ。しかし、幸いにして箱物はお互いに整備ができていますから、義務教育施設あるいは幼児教育施設が今不備なところがございますけれども、そう金は要らないと思います。むしろ、ソフト面で使うなら多く使っていきたい。先ほど何や減ったとかふえたとかおっしゃっていますけれども、そういう面は重点的にやっていけないといけません。金がなくなったらどうするのか。職員に言っています。今、知恵と汗を出せと。金がなかったら行政水準を下げてもいいのかと、そういうものではない。今までやってきたことはそのとおりやらないといけません、そういうことも申し上げております。

そこで、シミュレーションをおっしゃいますけれども、やっぱり合併して5、6年が一番大変だと思うのです。だから、私は選挙戦でもこう言ってきました。余り特例債、特例

債と頼ったらいけないと、使ったらいけないのだと。20年、30年先にツケが回ってくるのだと、だから余り使わないようにそれぞれみんなが知恵を出して事業を進めていきたいと思います。こういうことを申し上げてきました。そういうことでご理解をいただきたいと

思います。

工業団地の問題ですが、私は農道と言ったことはない、私は里道と言っています。赤線です。赤線の用途廃止をするのは国の許可が要るのですね。農道は要りません。土地の所有権がありますから、土地改良かどこかにね。国の許可を受けてやる時に水路を付け替えるために、水路が紆余曲折していたのですよ、蛇行していた。それを真っすぐするために土地の交換をした。こういうことに私は理解をしております。北側の水路と前の水路とね。だから、そういうことで等積交換をなさっているということですから、私は違法でない。余りこの問題は遡及したくありませんので。公共団体という中主町がきちっと執行されたことなのですから、私がとやかく言うことではございません。それもおっしゃるのだったら9月30日までに何で言わなかったということ。私は知らないのです。もうやめておきますよ。

それともう一つ、橋の問題なのですがね、これはやっぱり慎重にやらないといけない。私は4年間の差があって4年間住民の方がお使いになったと思います。だから、それはそれで効果があったと。仮設の道路とおっしゃるけど、小菅さんは農業をやっておられないので、コンバインやトラクターがどんな重みがあるかご存知ないけど、仮設のところそんなものは通れません。やはり土木の基準で25トン級の橋をつくらないといけない。それをつくられた。だけど、それが第2期工事で向こう側に道が付いたと。だからこれは要らないということでどうしようという議論を、もう1年有余過ぎたので議論しなければならぬと、こう申し上げております。その議論する内容は4つの方法の中から選択しますと、こう申し上げています。私も公務員を長いことやってきましたから、市民の皆さんから不評を聞くようなことは絶対しませんので、ご理解をいただきたいと

議長（秦 眞治君） 市民健康福祉部次長。

市民健康福祉部次長（高田一巳君） 小菅議員さんの再質問にお答えさせていただきます。

まず、母子家庭の町営住宅入居費用の助成の件でございますけれども、この件につきましては、旧野洲町では既に町営住宅の入居資格の中で住宅困窮度が高いということで、優先入居されていたということもございます。そのようなことから、合併協議の中で新たな

母子家庭の支援策を考えていこうということ、そしてまた国の動きも、個人への給付から就業支援を柱といたしました自立支援へと変わっていていると、そういうようなこともありましたし、また一部の方だけでなく、例えば持ち家の方でも支援が必要な方もおられるということで、先ほど申し上げましたような自立支援策が決まったということでございます。

それから、第2点目のひとり暮らし老人等の送迎事業が廃止になったのではというご質問でございましたが、この事業につきましては旧中主町では平成6年度から、町の保有する福祉車両等を、公用車でございますけれども、活用して運転をシルバー人材センターに委託して送迎を行っておりました。この送迎の内容は草津管内、また近江八幡市内の病院とか福祉施設への通院に限られておりました。そして、対象者は65歳以上の方で本人及び家族が運転能力を有しないと、老人に係る件のところの利用対象者につきましてはこういった方で行ってございました。しかし、今回の合併協議によりまして、野洲町では高齢者福祉タクシーの運賃助成を、細かい話でございますけれども、600円の券を25枚交付されておりました。中主町が年間48回送迎サービスをしていたということから、この25枚を48枚に拡大していただきました。そしてまた、この目的が生活の援助、社会復帰ということで行ってございましたけれども、今回は生活行動範囲の拡大、社会参画ということで、通院だけではなくて、例えば買い物とか観光とか、どういうことにも使えるということに利用方法が変わりました。一種介護予防の引きこもり防止というような観点から、このような形にさせていただいたということでございます。また、旧の中主町ではバス道路網が完全ではなかったため、本人が運転能力を有しないという点で対応してきたという側面もございました。今回、来年の4月から巡回バス等の整備ができますと、ほとんどの方がそういった公共交通を使っておでかけになるということが可能かと考えております。

そしてまた、高齢福祉の方で、70歳以上は元気カードを提示していただければ無料でそういったバスにも乗ることができますので、このような形になったということでございますので、ご理解をいただきますようよろしくお願いいたします。

議長（秦 眞治君） 総務部次長。

総務部次長（上田晴基君） 小菅議員の再質問にお答えいたします。

先ほどの、順番に整理してしゃべりたいと思うのですけれども、人権施策に関する基本的な考え方ということで、ホームページに確かに載せております。ここで確定しておりますのは、野洲市人権尊重のまちに関する条例、あるいは野洲市男女共同参画推進条例、あ

とにつきましては、合併協議の中で事務事業の調整方針の中でこれを進めていこうということが調整されておりますので、現在策定中という形で表示してあります。ですから、これから中身については策定していくということでございますので、これがそのまま残っていくということではございませんので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、根本的に旧中主町と旧野洲町との違ひがあるということですが、まず特別対策を見てもみると、ほとんど変わらないということでございます。内容につきましては、就学奨励資金の問題はありますが、団体補助も同じようにありますし、ただ規模は違ひますので、対象人数が多いか少ないか、あるいは対象者がそのところにおられるのかおられないかによって変わってきております。ただし、基本的にはほとんど変わらないと思ひております。

それと、それぞれの計画の中での話でございますが、一般対策への移行について常に考慮し、必要性について十分検討を期間内にやるということで、終わるということでございますけれども、それについていろいろ調査をしてみますと、ちょっと長くなるかもしれませんが、お許しいただきたいと思ひます。

まず、経過としての現在の状況をご説明いたしますと、旧中主町では平成8年、9年に福祉実態調査をされております。平成11年には中主町民への意識調査を行われ、それらをもとに、先ほど言われました平成12年度ですけれども、中主町同和対策総合推進計画を策定されました。その時点での推進計画のもとで実態を分析されているのですけれども、それで到達点の比較をいたしますと、1人当たりにつきましては先ほど申しましたので省略いたしますが、世帯員1人当たりというのが中主では大事にされておりました。その世帯員でいきますと、旧中主町全体を100といたしますと、地区では87.9%と、いわゆる格差があるということをおたっております。その状況について、生活の安定と経済力の向上に向けた指導、援助、各種の減免措置についても積極的な活用にお努めとされております。これは旧野洲町と同様の施策の必要性を明示されているということでございます。

最近になりまして、就労面のお話をさせていただきますと、旧中主町では有隣館の15年度運営状況調査、これは県に提出される資料なのですけれども、それを見ますと、野洲と中主の根本的な違ひは、全体的に中主については安定就労の状態にあるけれども、先ほど言いましたように、世帯的に見ると、まだなお格差があるということでございます。

それと、生活保護の実態を把握されておられますが、旧野洲町では生活保護はございませんが、生活保護の実態としまして旧中主町全町のうち13%を占める生活保護の方がお

られるということで、これを実態としてつかんでおられます。

そして、10代から20代の若年層にはまだ臨時パート、アルバイトなど不安定者がいると、こういう課題を明らかにしておられます。

旧野洲町ではそれではどうなのかと申しますと、まず実態調査から、一般常雇いが47.4%、その他臨時日雇い等が52.6%でございます。これを全県下で比較いたしますと、これは総務省の統計局の平成14年給与構造基本調査というのがございますが、これと比較しますと、滋賀県の一般常雇いというのは79.6%ということでございます。そこで比較しますと、32.2%の格差がまだいわゆる旧野洲地域の同和地区にはあるということでございますので、実態の違いはありますけれども、旧中主、旧野洲、それぞれ多くの課題があるところでは評価しております。

ですから、同様の成果と到達を見ているというように小菅議員はおっしゃいましたが、これは言えない状況であると考えています。ですから、もう一度正確な物事を知る必要がありますので、ご協力をいただきながら、旧中主町の調査をいたしたいと考えております。

それと、人権、同和保育各基本計画、基本方針についてのご質問で、部落差別があるという視点でつくられているということで、これは大きく中主と野洲の違いかもしれませんが、旧野洲町におきましては、非常にたくさんの事件が起きております。まだ明らかになっておりませんが、県立高校でも起こっておりますし、いろんなところで起こっております。そういう現状を踏まえて、部落差別は現実にあるのだということで視点をとらえております。しかし、その中身につきまして、人権、同和保育、教育等に係る各基本方針についての中身につきましては、こういうようにしましょうということで、例えば同和保育基本方針では、健康な生活習慣を身に付けた子どもに育てよう、命を大切に子どもに育てよう、不正や不合理なことにおかしいと言える子どもに育てよう、あるいは自分の思いや考えを表現できる、表現する子どもに育てよう、友達と一緒に頑張る子どもに育てようと。人権保育基本方針では、差別の現実に対して立ち向かう力をどのように育てるかを視点に育てようと。子どもの権利条約、人権教育のための国連10年行動計画を踏まえて、自分が好きと言え、友達を大切にできる子どもや、自分の思いや意見を述べ、選んだり決定できる子ども、あるいは命を尊重し、大切に子どもなど、それぞれの方針を固めておきまして、これに基づいて、それぞれの園、保育園等がこの方針に基づいて子どもたちを育てようということでございますので、小菅議員が言われましたように部落差別ということの視点があるということをしかりととらえながら、こういう方針で育てよう

という方針でございますので、どうぞご理解いただきたいと思ます。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（秦 眞治君） 小菅議員。

30番（小菅六雄君） 総務部次長でしたかな、比較をいろいろ言われましたが、例えば直接の資料ではないですけれども、あなたが全国の完全失業率をご存知なのかどうかもわからないですけれども、全国の完全失業率が、昨年の9月現在ですけれども、5.4%なのですね。最も低いところが長野県で3.5%なのですね。最も高い失業率が沖縄の9.3%。例えばの話ですけれども、失業率一つを見ても、同じ日本で地域によって、あるいは都市部か農村部か、そういうのによって、これ一つ見てもかなり差があるのですね。そういうものなのです、統計というのは。同時に、これまで多分野洲町議会のときにも指摘があったと思いますが、分母がどうなのか。例えば高校進学率、大学進学率を見ても、例えば2人の子どもがいて、1人は進学されたけれども、1人はしなかったら50%なのですよ。全県、全国平均どこだっていいですね。だから、もちろん統計数字は大事ですよ。大事なのですが、押しなべて全体を見れば、あなたの言うような到達では、現状では私はないと思うのですね。余り言いませんが、もう一度勉強し直してほしいと思ます。

それで、先ほどちょっと答弁がはっきりわからなかったのですけれども、野洲市のホームページに既に野洲市同和保育基本方針、ホームページにこの前文が載っているのですよ。人権教育方針、同和基本方針ですね。この3つの方針が旧野洲町と違って野洲市同和保育基本方針として前文が載っているのですよ。まだ審議も決定もされずして、なぜ市の方針が既に載って全市民なり国民なりに公表されているのですか。それこそ行政の先走りといえますか、これはどういうことなのですか。審議会ですれとも決まったのですか。決まっていないことがなぜ新市の方針として載っているのですか。直ちに撤去しなさいとさっき言ったわけなのですよ。どうなのかももう一度答えて下さい。

それと、市長、最後に橋の問題であります、4つの選択肢を言われましたが、多分有償になるのか知らないですけれども、さっき言いましたように、最近になって不要になったと言われましたが、私は基本的に平成11年度交換されて12年度からこの間ずっと不要の状況だと理解しているのですけれども、現在行政財産なのですよ。行政財産は特定の個人、企業に払い下げできないでしょう。払い下げれば違法ですよ。どうするわけですか。そこら辺どう検討されているのか。普通財産は処分できても、行政財産は有償処分はできないと思ますが、だから具体的にどう考えておられるのか聞きたいと思ます。

いずれにしろ、この間指摘したことの反映を受けて、そういう方向をとられることについてそう理解しますので、それはそれで評価しておりますので。ただ、行政財産はそのまま処分できないのでどう考えておられるのかお聞きしたいと思います。

議長（秦 眞治君） 市長。

市長（山崎甚右衛門君） 確かに、おっしゃるように行政財産は処分の方法は難しい。ただ、私が申し上げておりますとおり、通行どめをして、橋梁台帳から抹消して普通財産に落として処分をいたします。

議長（秦 眞治君） 政策推進部長。

政策推進部長（山中重樹君） ホームページの掲載の件でございますが、基本的にはそれぞれの部署で責任を持って載せていくということになっているのですけれども、基本的な部分では私の方が全体を管理している関係で、こちらから再度、今小菅議員からご質問ありました件について、もう一度確認して、まだ策定されていないものが載っているとすればこれはちょっとまずいので、すぐに削除しますけれども、ちょっと確認させていただいて、それなりの対応をさせていただいて、また連絡させていただくということによってお願いしたいと思います。

議長（秦 眞治君） お諮りいたします。

本日の会議はこれにとどめ、延会いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（秦 眞治君） ご異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

なお、明9日は午前9時より会議を再開いたし、本日に続きまして一般質問を行います。

本日はこれにて延会をいたします。

ご苦労さまでございました。（午後4時49分 延会）

野洲市議会会議規則第120条の規定により下記に署名する。

平成16年12月8日

野洲市議会議長                    秦        眞   治

署   名   議   員                    藤   下   茂   昭

署   名   議   員                    中   島   一   雄